

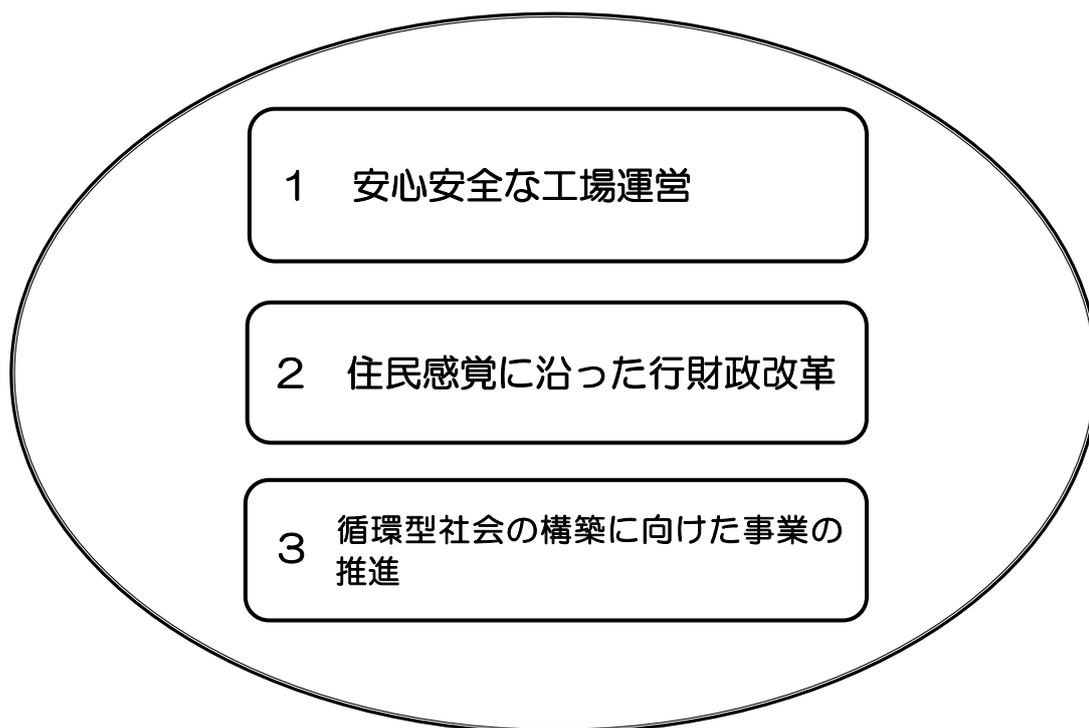
事業概要

令和7年度版



城南衛生管理組合

城南衛生管理組合 基本方針



(表紙写真)

クリーンパーク折居（事務所棟・工場棟）

目次

第1章	概要	
	沿革	1
	人口及び面積	2
	組織、機構	3
第2章	組合の施設等	
	(し尿処理)	
	クリーンピア沢	5
	(ごみ処理)	
	沢中継施設	7
	クリーン21長谷山	8
	クリーンパーク折居	10
	リサイクルセンター長谷山	12
	奥山排水処理施設	14
	グリーンヒル三郷山	15
	エコ・ポート長谷山	16
第3章	組合の主な取組	
	安全の推進	
	安心安全な工場運営体制	18
	環境マネジメントシステム	19
	循環型社会の構築に向けた取組	
	剪定枝チップ化物配布事業	20
	広報啓発事業	21
	住民との協働事業	21
	地球温暖化対策の取組	23
	循環型社会推進会議	24

第4章	予算及び決算	
	令和7年度予算	25
	令和5年度決算	28
	事業費及び分担金の決算額の推移	30
第5章	処理・統計	
	年度別 し尿及びごみ処理実績	31
	ごみ質試験結果	41
	ダイオキシン類測定結果	42
第6章	参考資料	
	城南衛生管理組合規約	44
	城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に 関する条例	46
	組合のあゆみ	50

第1章 概要

◇沿革・・・・・・・・・・・・・・ 1

◇人口及び面積・・・・・・・・・・・・ 2

◇組織、機構・・・・・・・・・・・・ 3

概要

1. 沿革

城南衛生管理組合は、京都府南部に位置し、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町（以下「構成市町」という。）の3市3町で構成されています。東は滋賀県甲賀市、西は大阪府枚方市に隣接し、管内の面積は約214.66㎢で、京都府の総面積（4,612.20㎢）の約4.7%に相当します。

<組合設立の経緯>

昭和37年7月、当時の宇治市、城陽町、八幡町、久御山町、宇治田原町の1市4町のし尿の共同処理を行うため、組合の前身となる「宇治市外4町し尿処理組合」として発足し、昭和39年に名称を現在の「城南衛生管理組合」としました。昭和40年9月からし尿に続きごみの共同処理を開始。昭和56年には井手町が組合に加入して以来、現在の組合構成となっています。

<ごみの共同処理開始60周年>

城南衛生管理組合は、令和7年度にごみの共同処理を開始してから60周年を迎えます。管内住民の皆様のごみの処理を担うことの重要性を改めて認識するとともに、今後も、安心安全な施設運営に努めます。



2. 人口及び面積

<管内人口、世帯数及び面積>

令和7年4月1日現在

団体名	人口(人)	世帯数(戸)	面積
宇治市	178,893	86,236	67.54 km ²
城陽市	73,051	35,497	32.71 km ²
八幡市	68,346	34,281	24.35 km ²
久御山町	15,156	7,461	13.86 km ²
宇治田原町	8,626	3,892	58.16 km ²
井手町	6,930	3,507	18.04 km ²
管内全体	351,002	170,874	214.66 km ²

※各市町人口は、住民基本台帳人口(外国人人口を含む)による

<生活排水処理人口>

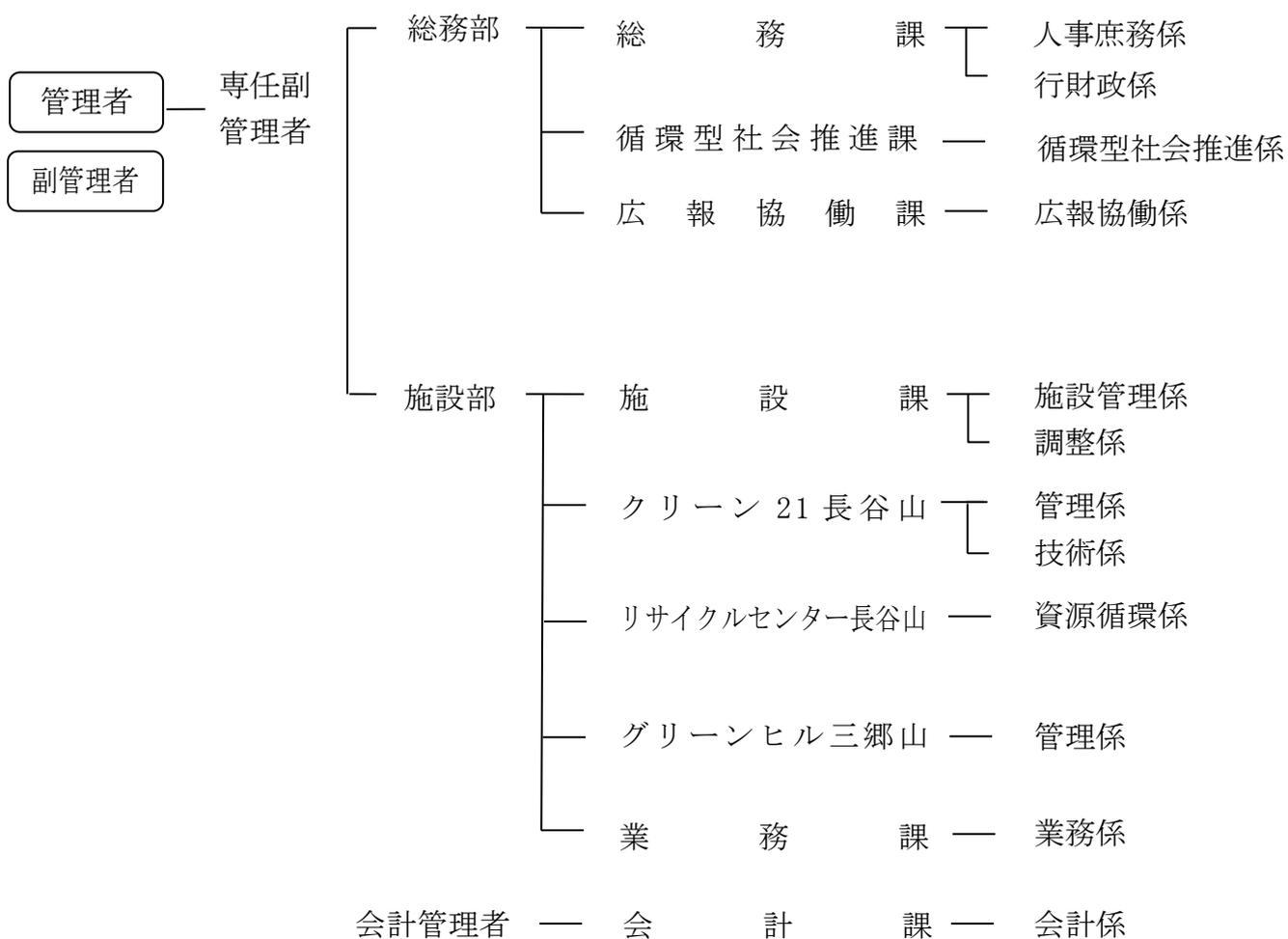
令和6年10月1日現在

項目		市町							合計
		宇治市	城陽市	八幡市	久御山町	宇治田原町	井手町		
処理区域内人口 (処理対象人口)	人口	179,860	73,453	68,789	15,212	8,690	6,964	352,968	
	世帯	86,268	35,475	34,254	7,415	3,885	3,488	170,785	
処理対象人口	人口	179,860	73,453	68,789	15,212	8,690	6,964	352,968	
	世帯	86,268	35,475	34,254	7,415	3,885	3,488	170,785	
汲み取り人口	世帯制	人口	2,420	828	299	234	689	260	4,730
		世帯	1,158	400	149	114	308	130	2,259
	従量制	人口	11	11	20	40	0	14	96
		世帯	4	5	1	1	0	3	14
	計	人口	2,431	839	319	274	689	274	4,826
		世帯	1,162	405	150	115	308	133	2,273
浄化槽人口	単独槽	人口	9,230	1,989	228	419	683	301	12,850
		世帯	9,230	1,226	202	206	298	141	11,303
	合併槽	人口	8,766	430	117	93	984	212	10,602
		世帯	10,700	265	85	47	642	119	11,858
	計	人口	17,996	2,419	345	512	1,667	513	23,452
		世帯	19,930	1,491	287	253	940	260	23,161
下水道人口	流域	人口	97,768	70,195	67,989	13,821	0	6,177	255,950
		世帯	40,663	33,579	33,757	6,762	0	3,095	117,856
	公共	人口	61,663	0	136	602	6,334	0	68,735
		世帯	24,512	0	60	284	2,637	0	27,493
	計	人口	159,431	70,195	68,125	14,423	6,334	6,177	324,685
		世帯	65,175	33,579	33,817	7,046	2,637	3,095	145,349
自家処理人口	人口	2	0	0	3	0	0	5	
	世帯	1	0	0	1	0	0	2	
水洗化人口	人口	168,197	70,625	68,242	14,516	7,318	6,389	335,287	
	世帯	75,875	33,844	33,902	7,093	3,279	3,214	157,207	
非水洗化人口	人口	11,663	2,828	547	696	1,372	575	17,681	
	世帯	10,393	1,631	352	322	606	274	13,578	

3. 組織、機構

令和7年4月1日現在

令和7年度職員数
一般職 95 人（内フルタイム再任用 4 人）



議会

議会事務局

(議会構成)

宇治市（8人）、城陽市（4人）、八幡市（4人）、久御山町（2人）、
宇治田原町（2人）、井手町（2人） 計 22 人

(委員会)

総務常任委員会、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会、議会運営委員会

監査委員

公平委員会

<理事者>

管 理 者 (宇治市長)	松村 淳子
副 管 理 者 (城陽市長)	奥田 敏晴
副 管 理 者 (八幡市長)	川田 翔子
副 管 理 者 (久御山町長)	信貴 康孝
副 管 理 者 (宇治田原町長)	勝谷 聡一
副 管 理 者 (井手町長)	西島 寛道
専任副管理者	野村 賢治

<組合議会>

議 長	堀 明人	(宇治市議会選出)
副 議 長	澤田 扶美子	(城陽市議会選出)
監査委員	鷹野 雅生	(八幡市議会選出)

<組合施設所在地>

施 設	所在地	電 話
ク リ ー ン ピ ア 沢	八幡市八幡沢 1 番地	075-631-5174
沢 中 継 施 設		
ク リ ー ン 21 長 谷 山	城陽市富野長谷山 1 の 270	0774-52-3581
ク リ ー ン パ ー ク 折 居	事務所棟	0774-34-3370
	工 場 棟	0774-20-4799
リサイクルセンター長谷山	城陽市富野長谷山 1 の 270	0774-53-3581
奥 山 排 水 処 理 施 設	城陽市寺田奥山 1 の 61	0774-28-5353
グリーンヒル三郷山	久御山町佐古梶石 1 - 3	
エコ・ポート長谷山	城陽市富野長谷山 1 の 270	0774-53-3581

<組合構成市町庁舎所在地>

団体名	所在地	電 話
宇 治 市 役 所	宇治市宇治琵琶 33 番地	0774-22-3141
城 陽 市 役 所	城陽市寺田東ノ口 16・17 番地	0774-52-1111
八 幡 市 役 所	八幡市八幡園内 75 番地	075-983-1111
久 御 山 町 役 場	久御山町島田ミスノ 38 番地	075-631-6111
宇治田原町役場	宇治田原町大字立川小字坂口 18- 1	0774-88-2250
井 手 町 役 場	井手町大字井手小字東高月 8 番地	0774-82-2001

第2章 組合の施設等

(し尿処理)

◇クリーンピア沢・・・・・・・・・・・・・・ 5

(ごみ処理)

◇沢中継施設・・・・・・・・・・・・・・ 7

◇クリーン21長谷山・・・・・・・・・・・・・・ 8

◇クリーンパーク折居・・・・・・・・・・・・・・ 10

◇リサイクルセンター長谷山・・・・・・・・・・・・・・ 12

◇奥山排水処理施設・・・・・・・・・・・・・・ 14

◇グリーンヒル三郷山・・・・・・・・・・・・・・ 15

◇エコ・ポート長谷山・・・・・・・・・・・・・・ 16

クリーンピア沢



<施設概要>

クリーンピア沢は、し尿処理施設として設置されましたが、現在は、組合管内から収集されたし尿及び浄化槽汚泥を、本施設でその全量を前処理・希釈調整し公共下水道（八幡市）へ排水しています。

所在地	八幡市八幡沢1番地
総事業費	45億3,200万円
着工	平成6年8月
竣工	平成9年2月

<清掃、収集・運搬>

	し尿	浄化槽汚泥
収集の方法	定期収集：概ね 20 日間隔 臨時収集：申し込みにより その都度収集	許可業者による収集
実施主体	業務委託 (城南環境事業協同組合)	浄化槽清掃業及び一般廃棄物 収集運搬業の許可を有する業 者（6 業者）

管内のし尿登録件数は、下水道の普及に伴い年々減少しており、令和7年3月末時点では、約2,200世帯及び約400の事業所となっています。

し尿の収集運搬は、城南環境事業協同組合に委託して実施しています。

浄化槽は、管内の6業者に浄化槽清掃業等の許可を行い、浄化槽汚泥の搬入を受け入れています。



沢中継施設



<施設概要>

沢中継施設は、構成市町の可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の収集運搬業務効率化を図るため、八幡市に設置したものです。収集された可燃ごみは、本施設で容積約 18 m³の大型コンテナに積み替えてごみ焼却施設へ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装は、それぞれ約 8.4 m³の塵芥車（パッカー車）に積み替えて破砕処理施設及びリサイクル施設へ搬送しています。

所在地	八幡市八幡沢 1 番地
総事業費	23 億 560 万円
着工	令和 3 年 5 月
竣工	令和 5 年 3 月
処理方式	可燃ごみ：コンパクト・コンテナ方式 不燃ごみ：スライドデッキ積替方式 プラスチック製容器包装：スクリュコンベヤ方式
処理能力	可燃ごみ：82 t / 日 不燃ごみ：13 t / 日 プラスチック製容器包装：6 t / 日

クリーン21長谷山



<施設概要>

クリーン21長谷山は、管内から排出される可燃ごみの焼却施設です。この施設では、ごみを焼却したときの廃熱を利用して発電を行い、その電力を施設内の動力や照明等に利用し、残りは電力会社に売却しています。

所在地	城陽市富野長谷山1の270	
総事業費	62億2,400万円	
着工	平成15年10月	
竣工	平成18年8月	
処理方式	全連続燃焼式	
処理能力	焼却炉 240t/24H (120t/24H×2炉)	
発電能力	4,900kW	
排出ガス基準値	ばいじん	0.01g/m ³ N以下
	塩化水素	24.5 ppm以下
	硫黄酸化物	25 ppm以下
	窒素酸化物	30 ppm以下
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N
	水銀	50μg/m ³ N

<施設の特徴>

ごみ発電設備

焼却炉にはボイラが設置されており、ごみの燃焼によって発生した廃熱を回収し、蒸気を発生させます。発生した蒸気は、蒸気タービンに送られ、発電機により電気が作られます。



▲蒸気タービン・発電機



▲蒸気タービンの内部



▲羽根の部分の拡大

<クリーン2 1 長谷山長寿命化事業>

長期的な施設稼働を確保するため、燃焼設備等の基幹的な設備を整備・更新し、最大限の長寿命化を図る事業を令和5年度から実施しています。

事業概要

基幹的設備改良工事費	61億4,900万円
設計施工監理業務委託費	5,390万円
工事期間	令和5年度～令和9年度（5カ年）

クリーンパーク折居



<施設概要>

クリーンパーク折居は、管内から排出される可燃ごみの焼却施設です。この施設は、最新の画像認識システムなどの導入により安定燃焼を実現し、焼却施設としては世界初の膜構造煙突の採用により、耐震性向上を図っています。

ごみを焼却したときの廃熱は、発電や隣接する山城総合運動公園への温水供給に利用しています。発電した電力は、施設内の動力や照明等に利用し、残りは電力会社に売却しています。

そのほか、太陽光発電、屋上・壁面緑化を行うなど、地球環境に配慮した施設となっています。

また、令和6年度には、新事務所棟の完成とともに、「環境ふれあいひろば」を開設し、組合の新たな環境啓発活動をスタートしました。

(工場棟)

所在地 宇治市宇治折居 18 番地
総事業費 162 億円
うち、設計・施工業務に係る金額 91 億 2,200 万円
うち、運營業務に係る金額 70 億 7,800 万円
着工 平成 27 年 2 月
竣工 平成 30 年 3 月

処理方式 全連続燃焼式
処理能力 115t/24H (57.5t/24H×2 炉)
発電能力 2,110kW
排出ガス基準値 ばいじん 0.01g/m³N 以下
塩化水素 20 ppm 以下
硫黄酸化物 20 ppm 以下
窒素酸化物 80 ppm 以下
ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m³N
水銀 50μg/m³N



▲煙突外壁部分に膜構造を採用した
世界初の「次世代煙突」

「2018 年度グッドデザイン賞受賞」



▲壁面緑化と太陽光パネル

(事務所棟)

令和 6 年 7 月に、組合本庁機能を八幡市から宇治市のクリーンパーク折居に移転し、地域の環境学習の拠点となる「環境ふれあいひろば」を設置しています。

※詳細は、21 ページの第 3 章「3. 住民との協働事業」を参照



リサイクルセンター長谷山



<施設概要>

リサイクルセンター長谷山は、粗大・不燃ごみの処理及びプラスチック製容器包装の資源化処理を行う施設です。

所在地	城陽市富野長谷山1の270
総事業費	20億9,400万円
着工	平成24年7月
竣工	平成27年3月

処理能力	粗大・不燃ごみ 60t/日	プラスチック製容器包装	17t/日
破砕処理方式	二軸低速回転式+縦型高速回転式		

<施設の特徴>

資源物の回収

(1) 鉄類・アルミ類

破碎された粗大・不燃ごみの中から、鉄類は、磁選機により回収し、資源化しています。

アルミ類は、アルミ選別機により回収し、資源化しています。



▲粗大・不燃ごみは破碎し、鉄類・アルミ類を回収

(2) プラスチック製容器包装

分別収集されたプラスチック製容器包装は、破袋の後、手選別によって不適物を取り除かれ、圧縮成型し、資源の循環を図っています。



▲プラスチック製容器包装の手選別処理



▲圧縮梱包された成型品の重さは約 250kg

奥山排水処理施設



<施設概要>

奥山排水処理施設は、平成13年度に埋立を終えた奥山埋立処分地から発生する浸出水の処理を行う施設です。

所在地 城陽市寺田奥山1の61

着工 昭和51年12月

竣工 昭和53年3月

処理方式 標準脱窒素処理方式＋砂ろ過方式＋活性炭吸着方式

処理能力 120 m³/日

放流水質基準値	pH	(水素イオン濃度)	5.8～8.6
	BOD	(生物化学的酸素要求量)	60 mg/ℓ以下
	COD	(化学的酸素要求量)	90 mg/ℓ以下
	T - N	(窒素含有量)	60 mg/ℓ以下
	T - P	(リン含有量)	0.5 mg/ℓ以下

グリーンヒル三郷山



<施設概要>

グリーンヒル三郷山は、不燃ごみの埋立を行う最終処分場で、主に土砂類、粗大・不燃ごみの破碎選別処理後の不燃物残渣、自己搬入不燃ごみ、容器包装廃棄物のダストなどを埋立処分しています。

所在地	久御山町佐古梶石 1-3
埋立容量	200,000 m ³
総事業費	27 億 6,000 万円
着工	平成 10 年 8 月
竣工	平成 13 年 3 月

埋立方法	サンドイッチ工法
浸出水処理方式	生物処理 + 高度処理
処理能力	100 m ³ /日

放流水質基準値	pH	(水素イオン濃度)	5.8~8.6
	BOD	(生物化学的酸素要求量)	60 mg/ℓ以下
	T - N	(窒素含有量)	60 mg/ℓ以下
	T - P	(磷含有量)	8 mg/ℓ以下



▲管理棟

エコ・ポート長谷山



<施設概要>

エコ・ポート長谷山は、容器包装廃棄物のうち、缶類・びん類・ペットボトル及び紙パックの4品目の資源化処理を行う施設です。

所在地	城陽市富野長谷山1の270
総事業費	12億9,500万円
着工	平成9年11月
竣工	平成11年1月

処理能力	46t/日
缶選別	鉄・アルミ 圧縮成型
びん選別	無色・茶色・他色
ペットボトル	圧縮成型
紙パック	ヤード保管 直接搬出

<施設の特徴>

資源化物の回収

(1) 缶類・びん類



▲缶類の圧縮成型品

分別収集された缶類、びん類は破袋機、除袋機にかけられた後、更に手選別によって袋、不適物を取り除かれます。缶類は、磁力選別機によってスチール缶とアルミ缶に分別され、更にアルミ選別機によって精度を高め、それぞれ圧縮成型されます。一方、びん類は、無色、茶色、その他の色にそれぞれ手選別によって分類されます

(2) ペットボトル

分別収集されたペットボトルは、破袋機及び手選別によって、袋・不適物を取り除かれた後、圧縮成型されます。

ペットボトルの資源化にあたっては、持続可能な循環型社会形成の推進に資することを目的とし、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに繰り返し再生する「ボトル to ボトルリサイクル」事業を令和4年4月から開始しました。



▲ペットボトルの手選別処理

(3) 紙パック



▲集められた紙パック

ストックヤードに集められ、リサイクル工場に引き渡しています。

第3章 組合の主な取組

◇安全の推進

安心安全な工場運営体制・・・・・・・・・・18

環境マネジメントシステム・・・・・・・・・・19

◇循環型社会の構築に向けた取組

剪定枝チップ化物配布事業・・・・・・・・・・20

広報啓発事業・・・・・・・・・・21

住民との協働事業・・・・・・・・・・21

地球温暖化対策の取組・・・・・・・・・・23

循環型社会推進会議・・・・・・・・・・24

安全の推進

1. 安心安全な工場運営体制

組合運営方針の1つである「安心安全な工場運営」に万全を期するため、施設の維持補修・改修整備を適正に実施するとともに、更なる組織力の強化を図るため、技術継承・人材育成への取組を推進しています。

令和7年度に重点的に実施する取組等は以下のとおりです。

(1) 人材育成・組織力強化の取組

① 人材育成計画の推進

- ・階層等に応じた職員研修の実施
- ・各施設におけるOJT活動の実施
- ・人事評価制度の活用

② 職員研修の充実

- ・組合事業の課題解決や新規事業検討に係る調査・研究への取組の充実
- ・運転管理や電気技術等の知識習得に向けた支援強化
- ・各種研修等情報の一元管理による人材育成の強化

(2) 施設面での取組等

① 測定・検査業務等の実施

- ・ダイオキシン類測定、排ガス測定、水質検査等（毎年実施）
- ・精密機能検査（3年に1回実施）

② 毎年実施する機能保全のための主な整備等

- ・各施設定期点検整備
- ・各種分析計点検保守
- ・各槽清掃業務

③ 機能維持・効率運転のための主な整備等

- ・基幹的設備改良工事（クリーン21長谷山）
- ・塩化水素・ばいじん計取替修繕（クリーン21長谷山）
- ・流量調整槽攪拌機更新工事（グリーンヒル三郷山）
- ・計量システム改修修繕（リサイクルセンター長谷山）

2. 環境マネジメントシステム

組合は、平成12年から「ISO14001」活動に取り組み、本庁サイト（本庁管理棟・クリーンピア沢・沢中継場）において、平成13年7月に認証取得、以後更新を重ねる中で、平成22年7月からは、「適合自主宣言」に移行しました。平成24年4月からは本庁サイト外においてもISO14001の適合自主宣言を行い、全庁を挙げてISO活動に取り組んできました。

平成30年4月からは、これまでの実績を踏まえ、組合の事業内容により適した独自の環境マネジメントシステムを設定し運用を開始、自主的に環境保全の取組を進めています。環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて、PDCAサイクルによる継続的な改善を図り、環境に与える負荷が極力低減された事業活動の実施に努めます。

また、システムの有効性を客観的に保つため、外部評価も受けつつ、環境に有益な影響を与える取組を引き続き積極的に取り入れます。

○城南衛生管理組合環境方針（抜粋）

1 組合は、基本理念に基づき、以下について重点的に取り組みます。

(1) 安心安全な施設運営

「環境関連法規制」及び自主基準や外部の利害関係者からの要望を含む「組合が同意したその他の要求事項」を順守することはもとより、汚染の予防を第一に施設運営を行い、住民にとって信頼できる生活環境の保全に努めます。

(2) 循環型社会、2050年までの脱炭素社会の構築を目指した一体的な取組の推進

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組及び城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減を一体的に進めます。

2 環境目標を定め、その達成に努めるとともに、環境マネジメントシステムを日常業務に応用・活用し、組合が行う事務及び事業活動が与える環境負荷を継続的に改善します。

3 環境方針及び組合が保有する環境に関する情報は、文書またはインターネットを通し、組合内外のすべての人に公開します。また、新たに設置する「環境ふれあいひろば」では、地域の環境学習の拠点として積極的に情報発信するとともに、住民と連携・協働して地域の更なる循環型社会の構築に向けた活動を進めます。

循環型社会の構築に向けた取組

1. 剪定枝チップ化物配布事業

剪定枝のチップ化物配布事業は、構成市町の広報紙への掲載、広報紙「エコネット城南」、ホームページ等による広報を行い、その利用拡大に努めています。

令和6年度についても、無償による配布を継続して実施しました。今後も「更なる循環型社会の構築」を目的に、剪定枝チップ化物の配布事業を推進します。



＜剪定枝チップ化物配布量の推移＞

(単位：m³)

区 分	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	量	構成比	量	構成比	量	構成比
住 民 配 布	300	44%	385	52%	445	51%
事業者配布	376	56%	359	48%	434	49%
合 計	676	100%	744	100%	879	100%

2. 広報啓発事業

広報紙「エコネット城南」の発行を基本に、FM うじ「声のエコネット城南」（広報紙発行日の翌『水曜日』午後4時～4時30分放送）、SNSなどを通じて、ごみの減量・分別・リサイクルなど循環型社会の構築や地球温暖化防止対策など地球環境の保全に向けた環境情報の発信に努めています。

(1) 広報紙「エコネット城南」の発行

広報紙は、令和7年度は年5回の発行を予定しています。3Rの推進やごみの排出方法、地球温暖化問題等環境情報のほか、組合の施設や環境ふれあいひろばでの体験教室や各種イベント等の開催情報等を掲載しています。



※7月については、通常の広報紙に加え、小学4年生から6年生までを対象とした「子ども特集号」の発行を行い、管内小学校に配付しています。

(2) デジタル媒体による情報発信

平成13年7月にホームページを開設以来、「エコネット城南」の紙面記事、組合の各種事業案内や環境情報等を中心に、広く情報の発信に努めています。

また、SNSでは、平成30年にFacebookを、令和5年1月にInstagramを開設し、リサイクル教室等の募集案内やごみ分別に関する情報等を随時発信しています。

3. 住民との協働事業

令和6年7月の組合本庁機能移転にあわせ、これまでエコ・ポート長谷山で行ってきたリサイクル工房機能を移転し、クリーンパーク折居事務所棟の1階に「環境ふれあいひろば」を開設しました。

「環境ふれあいひろば」の主人公は、未来をつくる「こどもたち」とし、地球規模での環境学習も学習対象に加え、衣食住・健康などの身近な暮らしから楽しみながら学べるコンテンツを提供しています。

(1) リユースコーナーの運営

不要品のリユースコーナーを運営しています。子ども服、スポーツ用品、食器類、学用品等幅広く取り扱うとともに、(株)ジモティーと連携し、リユース活動の更なる促進を図ります。



(2) セミナー、イベント等による環境啓発

環境学習全般をテーマに、わかりやすく、学習効果の高いセミナーやワークショップ、体験教室等を開催します。



(3) 工房機能



エコ・ポート長谷山で好評だったガラス・衣服工房を継続して行っています。また、新たにアップサイクルの視点も取り入れた作品づくりも提供します。

(4) 「環境ふれあいフェスタ」の開催

毎年3R推進月間である10月に開催してきた「環境まつり」を、環境ふれあいひろばのオープンを契機に、令和6年度から「環境ふれあいフェスタ」と装いも新たに開催しています。環境ふれあいフェスタは、クリーンパーク折居の施設見学、工房体験、リユースコーナー、構成市町ブース出展等を実施し、多くの参加者で賑わっています。



(5) 常設展示、企画展示

組合各施設の廃棄物処理・リサイクルの仕組み、更には環境問題全般について、パネル等を使って幅広く紹介します。



(6) 施設見学



連絡通路を利用して隣接するクリーンパーク折居工場棟を自由に見学することができます。

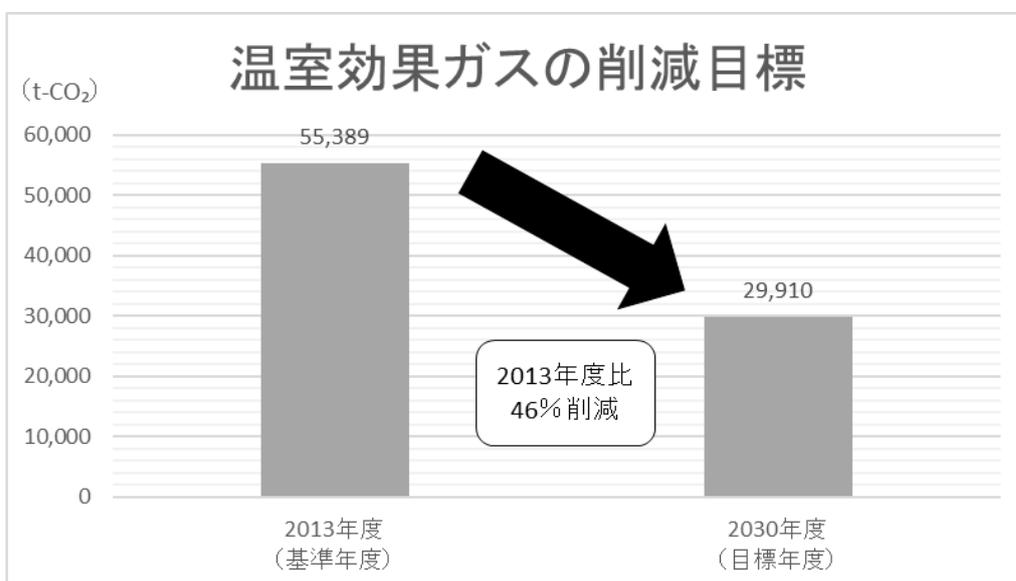
4. 地球温暖化対策の取組

令和6年11月、組合は「地球元気プランV」を策定しました。これは「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した「城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画」第1期計画期間（平成16年度～平成20年度）、第2期計画期間（平成21年度～平成25年度）、第3期計画期間（平成26年度～平成30年度）及び第4期計画期間（令和元年度～令和5年度）に続くもので、当組合が行う廃棄物処理やリサイクル事業などの事業活動に伴って排出する温室効果ガスを削減するための実行計画です。

平成25年度を基準年度として、令和6年度から令和12年度までの7年間に、焼却施設などの廃棄物処理施設、資源化リサイクル施設、事務所棟など、組合全施設からの温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六フッ化硫黄）の総排出量を基準年度比で46%、25,479 t-CO₂を削減することを目標とします。その取組として、環境マネジメントシステムの運用による継続的改善をはじめ、今後、循環型社会推進会議（次項参照）で議論されたりサイクルできないものを最小限にする取組や住民へのごみの適正分別等の啓発による廃棄物処理の減量化、積極的な環境配慮製品の採用、公用車の低公害化・低燃費化への切り替え、SDGsの推進等を行っていきます。

<地球元気プランVによる削減目標> (単位：t-CO₂)

	基準年度 平成25年度 (2013)	目標年度 令和12年度 (2030)	削減目標	
			削減量	基準年度比較
総排出量	55,389	29,910	△25,479	△46.0%



5. 循環型社会推進会議

循環型社会の形成、地球温暖化対策としてのごみ減量を一層進めていく必要があることから、令和6年度に、住民、学識経験者等により構成される循環型社会推進会議を設置。ごみ減量施策についての提言を受けました。

今後は、この提言を踏まえつつ、構成市町とともにごみ減量に関する施策を促進します。



▲循環型社会推進会議



▲学生との意見交換ワークショップ

第4章 予算及び決算

◇令和7年度予算	25
◇令和5年度決算	28
事業費及び分担金の決算額の推移	30

令和7年度予算

1. 令和7年度 予算総額及び市町分担金

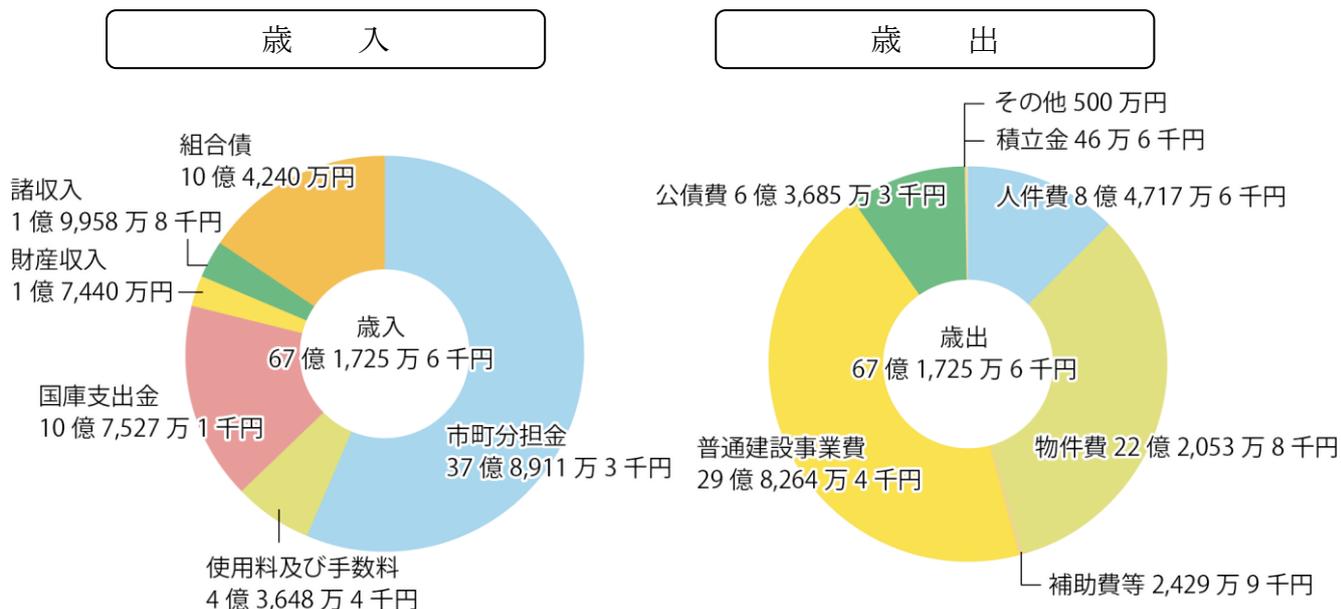
令和7年度は、引き続き「安心安全な工場運営」、「住民感覚に沿った行財政改革」及び「循環型社会の構築に向けた事業の推進」という三つの基本方針のもと、クリーン21長谷山長寿命化事業などの大型事業に継続して取り組むとともに、組合市町と連携・協同して、プラスチック一括回収に向けての取組や、循環型社会推進会議の提言を踏まえたごみ減量化施策の検討を進めます。

これまでの建設事業に伴う公債費の償還増に加え、物価高騰により各施設の今後の運営費・改修工事費等の増加が見込まれますが、日々のごみ処理を安全・確実に進める一方で費用増加を招かないよう、事業の優先順位付けと効率的な事業実施を徹底することで、組合市町の分担金負担の低減に可能な限り努めた予算としています。

令和7年度の事業実施に関する基本方針は次のとおりです。

- (1) クリーン21長谷山長寿命化事業については、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備に加え、給水設備、電気設備などの更新工事を進める。
- (2) 広域行政のスケールメリットを発揮し、安心安全な工場運営に万全を期すとともに、プラスチック一括回収に向けての取組や、循環型社会推進会議の提言を踏まえたごみ減量化施策の検討を進める。
- (3) 循環型社会の構築に向け、環境ふれあいひろばを拠点に更に充実した環境啓発を推進する。
- (4) し尿処理事業については、下水道排水による適正かつ効率的な処理を継続するとともに、し尿収集事業については、事業協同組合との連携による安定的・効率的な運営を推進する。
- (5) 奥山埋立処分地の廃止に向けた取組のほか、次期埋立処分場の新設に向けた具体的な協議を更に進める。
- (6) 環境マネジメントシステムによる継続的改善、地球温暖化対策実行計画(第5期)「地球元気プランV」の推進や工場照明のLED化など、脱炭素化の取組を推進する。
- (7) 広報紙、ホームページ、SNSそれぞれの特性を最大限に発揮し、管内住民の環境意識向上に向けた情報を積極的に発信するほか、地域・大学と連携・協働して、循環型社会の実現に向けた取組を進める。

2. 当初予算額の状況



歳出

(単位: 千円)

項目	令和 7年度	令和 6年度	比較	
			金額	増減率(%)
人件費	847,176	870,075	△ 22,899	△ 2.6
特別職(長等)	13,693	13,772	△ 79	
議員	2,006	2,006	0	
一般職	800,515	784,957	15,558	
再任用短時間勤務職員	0	3,718	△ 3,718	
会計年度任用職員等	17,722	12,633	5,089	
臨時的任用職員	13,240	10,616	2,624	
退職手当	0	42,373	△ 42,373	
物件費	2,220,538	2,119,786	100,752	4.8
補助費等	24,299	24,590	△ 291	△ 1.2
普通建設事業費	2,982,644	1,720,782	1,261,862	73.3
公債費	636,853	633,491	3,362	0.5
積立金	746	75	671	894.7
その他	5,000	5,000	0	0.0
合計	6,717,256	5,373,799	1,343,457	25.0

歳入

(単位：千円)

項目	令和7年度	令和6年度	比較	
			金額	増減率(%)
市町分担金	3,789,113	3,640,603	148,510	4.1
使用料及び手数料	436,484	445,472	△ 8,988	△ 2.0
国庫支出金	1,075,271	387,485	687,786	177.5
財産収入	174,400	176,207	△ 1,807	△ 1.0
繰入金	0	117,916	△ 117,916	皆減
諸収入	199,588	231,816	△ 32,228	△ 13.9
組合債	1,042,400	374,300	668,100	178.5
合計	6,717,256	5,373,799	1,343,457	25.0

市町別分担金の状況

(単位：千円)

市町	令和7年度	令和6年度	比較	
			金額	増減率(%)
宇治市	1,743,347	1,661,109	82,238	5.0
城陽市	786,604	748,265	38,339	5.1
八幡市	814,429	811,589	2,840	0.3
久御山町	199,395	189,381	10,014	5.3
宇治田原町	146,883	137,821	9,062	6.6
井手町	98,455	92,438	6,017	6.5
合計	3,789,113	3,640,603	148,510	4.1

令和5年度決算

1. 令和5年度決算の概要

令和5年度決算の特徴は、歳出面では、新事務所棟建設事業費及びクリーン21長谷山長寿命化事業費の増などがあったものの、ごみ中継施設更新工事費の大幅な減などにより、普通建設事業費が減少（前年度比較△684,342千円）したことで、歳出総額が大きく減少しました。

一方で歳入面では、ごみ中継施設更新事業に係る国庫支出金が皆減したことに加え、し尿及びごみ処理に係る手数料収入が減少（前年度比較△9,935千円）しましたが、廃棄物発電収入や組合債の的確な確保などに努めました。

この結果、令和5年度の事業費決算額は5,575,262千円で、前年度比較△10.2%、636,607千円の減少となり、市町分担金決算額は3,564,208千円で、前年度比較2.0%、68,868千円の増加となりました。

決算額の概要は次のとおりです。

歳入決算額の概要

(単位:千円)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	金 額	増減率(%)
分担金及び負担金	3,564,208	62.9	3,495,340	55.3	68,868	2.0
使用料及び手数料	412,055	7.3	422,020	6.7	△ 9,965	△ 2.4
使用料	1,165	0.0	1,195	0.0	△ 30	△ 2.5
手数料	410,890	7.3	420,825	6.7	△ 9,935	△ 2.4
し尿処理手数料	52,543	12.8	53,739	12.8	△ 1,196	△ 2.2
浄化槽汚泥処理手数料	17,423	4.2	18,838	4.5	△ 1,415	△ 7.5
ごみ処理処分手数料	340,743	82.9	348,246	82.7	△ 7,503	△ 2.2
許可手数料等	181	0.1	2	0.0	179	8,950.0
国庫支出金	78,238	1.4	537,353	8.5	△ 459,115	△ 85.4
府支出金	5,017	0.1	10,737	0.2	△ 5,720	△ 53.3
財産収入	147,364	2.6	152,438	2.4	△ 5,074	△ 3.3
繰入金	44,796	0.8	167,597	2.6	△ 122,801	△ 73.3
繰越金	108,093	1.9	60,265	0.9	47,828	79.4
諸収入	413,015	7.3	319,412	5.1	93,603	29.3
組合債	892,200	15.7	1,154,800	18.3	△ 262,600	△ 22.7
合 計	5,664,986	100.0	6,319,962	100.0	△ 654,976	△ 10.4

注：手数料の内訳の構成比は手数料総額に占める割合で表記

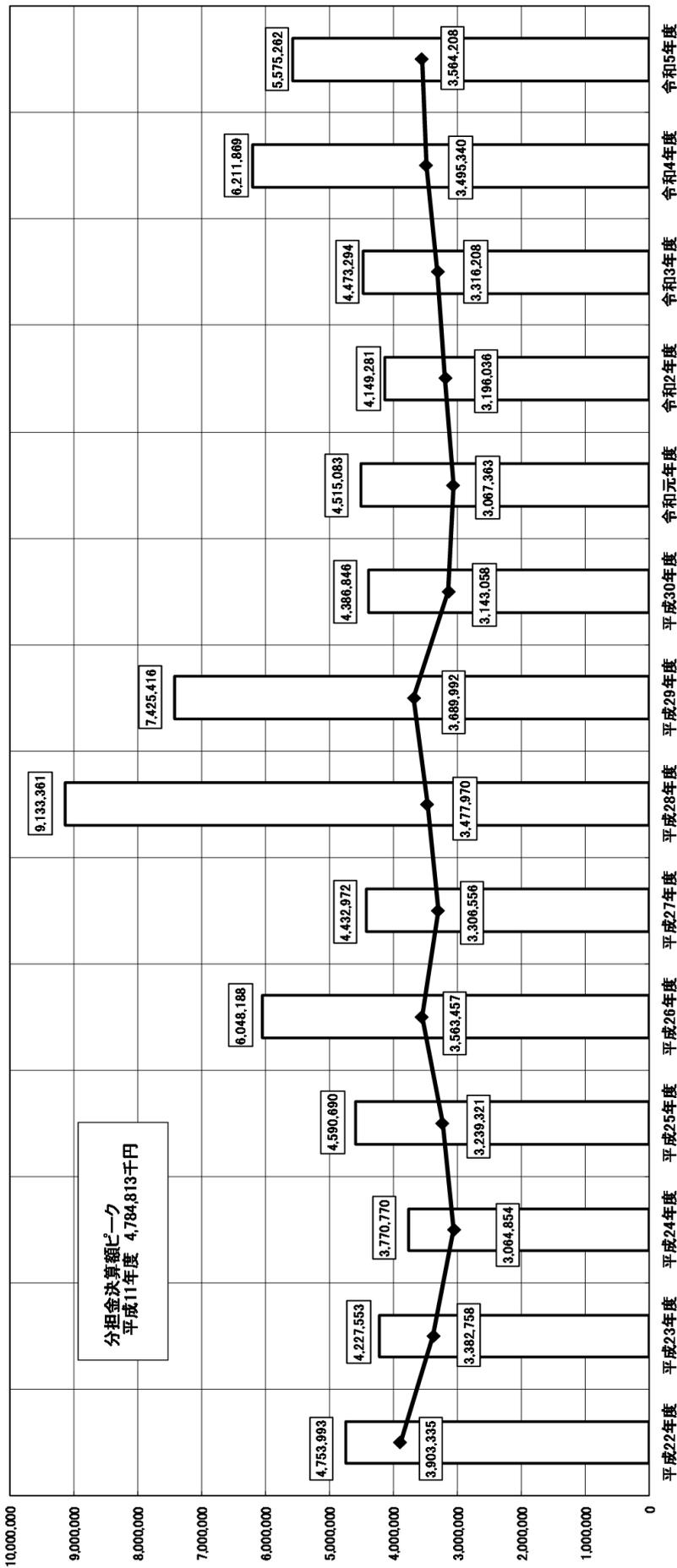
歳出決算額の概要

(単位:千円)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較		
	決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	金 額	増減率(%)	
議 会 費	4,529	0.1	4,362	0.1	167	3.8	
総 務 費	457,053	8.2	476,858	7.7	△ 19,805	△ 4.2	
一般管理費	379,285	6.8	401,920	6.5	△ 22,635	△ 5.6	
文書広報費	12,625	0.2	9,336	0.2	3,289	35.2	
財政管理費	58,090	1.1	58,780	0.9	△ 690	△ 1.2	
会計管理費	6,386	0.1	6,126	0.1	260	4.2	
企 画 費	356	0.0	344	0.0	12	3.5	
公平委員会費	28	0.0	57	0.0	△ 29	△ 50.9	
監査委員費	283	0.0	295	0.0	△ 12	△ 4.1	
衛 生 費	4,474,472	80.2	5,128,980	82.5	△ 654,508	△ 12.8	
清掃総務費	494,146	8.9	480,303	7.7	13,843	2.9	
し尿委託費	155,838	2.8	332,968	5.4	△ 177,130	△ 53.2	
徴 収 費	5,333	0.1	7,316	0.1	△ 1,983	△ 27.1	
し尿処理費	121,924	2.2	138,247	2.2	△ 16,323	△ 11.8	
ごみ焼却費	1,699,116	30.4	1,481,091	23.8	218,025	14.7	
クリーン21長谷山	1,205,815	21.6	1,088,214	17.5	117,601	10.8	
クリーンパーク折居	493,301	8.8	392,877	6.3	100,424	25.6	
ごみ中継費	194,866	3.5	1,910,745	30.8	△ 1,715,879	△ 89.8	
リサイクル費	338,752	6.0	375,785	6.1	△ 37,033	△ 9.9	
ごみ破碎費	272,509	4.9	274,087	4.4	△ 1,578	△ 0.6	
ごみ埋立費	89,777	1.6	108,263	1.7	△ 18,486	△ 17.1	
新事務所棟 建設事業費	941,653	16.9	12,695	0.2	928,958	7,317.5	
クリーン21長谷山 長寿命化事業費	160,558	2.9	7,480	0.1	153,078	2,046.5	
公 債 費	639,208	11.5	601,669	9.7	37,539	6.2	
合 計	5,575,262	100.0	6,211,869	100.0	△ 636,607	△ 10.2	
性 質 別 内 訳	人件費(※1)	830,325	14.9	839,369	13.5	△ 9,044	△ 1.1
	物 件 費	2,017,860	36.2	1,825,912	29.4	191,948	10.5
	補 助 費 等	24,941	0.4	194,563	3.1	△ 169,622	△ 87.2
	積 立 金	33,545	0.6	36,631	0.6	△ 3,086	△ 8.4
	公債費(※2)	639,208	11.5	601,669	9.7	37,539	6.2
	普通建設事業費	2,029,383	36.4	2,713,725	43.7	△ 684,342	△ 25.2

事業費及び分担金の決算額の推移

単位：千円



分担金決算額ピーク
平成11年度 4,784,813千円

■ 事業費 ◆ 分担金

主な事業	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クリーン21長谷山周辺整備														
リサイクルセンター長谷山建設														
グリーンパーク折居建設														
旧折居解体撤去跡地整備														
ごみ中継施設建設														
新事務所棟建設														
クリーン21長谷山長寿命化工事														

第5章 処理・統計

◇年度別 し尿及びごみ処理実績

管内人口等の推移・・・・・・・・・・ 31

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移・・・・ 32

可燃・不燃ごみ搬入量と処理実績・・・・ 33

容器包装廃棄物搬入量と資源化実績・・・・ 39

◇ごみ質試験結果・・・・・・・・・・ 41

◇ダイオキシン類測定結果・・・・・・・・ 42

年度別 し尿及びごみ処理実績

1. 人口

(1) 管内人口及び世帯数の推移(4月1日現在)

(単位:人)

区分		市町						合計	前年比
		宇治市	城陽市	八幡市	久御山町	宇治田原町	井手町		
R3	人口	184,432	75,515	70,246	15,720	9,057	7,241	362,211	△ 2,417
	世帯数	84,818	35,099	33,369	7,194	3,789	3,471	167,740	906
R4	人口	182,841	75,034	69,754	15,555	8,890	7,113	359,187	△ 3,024
	世帯数	84,791	35,156	33,530	7,217	3,731	3,446	167,871	131
R5	人口	181,616	74,369	69,365	15,464	8,855	7,032	356,701	△ 2,486
	世帯数	85,286	35,266	33,835	7,322	3,818	3,437	168,964	1,093

- (注) 1. 宇治市・城陽市・宇治田原町は、1日現在、八幡市・久御山町・井手町は、前月末人口
 2. 各市町人口は、住民基本台帳人口+外国人登録人口
 3. 平成24年7月9日以降は外国人中長期滞在者等に対しても住民基本台帳が作成されるようになったため日本人及び外国人の住民基本台帳人口の合計

(2) 市町別し尿収集対象人口の推移(4月1日現在)

(単位:人)

区分		市町						合計	前年比
		宇治市	城陽市	八幡市	久御山町	宇治田原町	井手町		
R3	世帯制	3,335	1,180	430	326	893	363	6,527	△ 543
	従量制	13	22	20	40	0	14	109	△ 6
	計	3,348	1,202	450	366	893	377	6,636	△ 549
R4	世帯制	3,047	1,058	399	287	828	331	5,950	△ 577
	従量制	11	15	20	40	0	14	100	△ 9
	計	3,058	1,073	419	327	828	345	6,050	△ 586
R5	世帯制	2,824	989	358	270	765	303	5,509	△ 441
	従量制	11	15	20	40	0	14	100	0
	計	2,835	1,004	378	310	765	317	5,609	△ 441

2. し尿関係

(1) クリーンピア沢搬入量の推移

(単位:k θ)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比	
						増減数	増減率(%)
宇治市	し尿	委託	4,513.99	4,110.93	3,821.56	Δ 289.37	Δ 7.04%
		直営	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		自己搬入	23.09	67.06	55.47	Δ 11.59	Δ 17.28%
		計	4,537.08	4,177.99	3,877.03	Δ 300.96	Δ 7.20%
	浄化槽汚泥	12,899.00	12,154.64	11,046.00	Δ 1,108.64	Δ 9.12%	
	合計	17,436.08	16,332.63	14,923.03	Δ 1,409.60	Δ 8.63%	
城陽市	し尿	委託	2,170.46	2,007.01	1,872.33	Δ 134.68	Δ 6.71%
		直営	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		自己搬入	1.65	24.29	12.45	Δ 11.84	Δ 48.74%
		計	2,172.11	2,031.30	1,884.78	Δ 146.52	Δ 7.21%
	浄化槽汚泥	2,603.98	2,627.19	2,563.70	Δ 63.49	Δ 2.42%	
	合計	4,776.09	4,658.49	4,448.48	Δ 210.01	Δ 4.51%	
八幡市	し尿	委託	866.31	761.31	763.39	2.08	0.27%
		直営	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		自己搬入	32.03	64.44	45.76	Δ 18.68	Δ 28.99%
		計	898.34	825.75	809.15	Δ 16.60	Δ 2.01%
	浄化槽汚泥	1,313.36	1,293.38	1,250.54	Δ 42.84	Δ 3.31%	
	合計	2,211.70	2,119.13	2,059.69	Δ 59.44	Δ 2.80%	
久御山町	し尿	委託	616.23	636.62	599.78	Δ 36.84	Δ 5.79%
		直営	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		自己搬入	0.50	0.00	1.38	1.38	皆増
		計	616.73	636.62	601.16	Δ 35.46	Δ 5.57%
	浄化槽汚泥	887.26	822.55	830.92	8.37	1.02%	
	合計	1,503.99	1,459.17	1,432.08	Δ 27.09	Δ 1.86%	
宇治田原町	し尿	委託	1,581.78	1,504.07	1,396.47	Δ 107.60	Δ 7.15%
		直営	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		自己搬入	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		計	1,581.78	1,504.07	1,396.47	Δ 107.60	Δ 7.15%
	浄化槽汚泥	2,233.70	2,072.98	1,826.90	Δ 246.08	Δ 11.87%	
	合計	3,815.48	3,577.05	3,223.37	Δ 353.68	Δ 9.89%	
井手町	し尿	委託	441.67	420.21	389.84	Δ 30.37	Δ 7.23%
		直営	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		自己搬入	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		計	441.67	420.21	389.84	Δ 30.37	Δ 7.23%
	浄化槽汚泥	247.69	248.31	257.27	8.96	3.61%	
	合計	689.36	668.52	647.11	Δ 21.41	Δ 3.20%	
管内合計	し尿	委託	10,190.44	9,440.15	8,843.37	Δ 596.78	Δ 6.32%
		直営	0.00	0.00	0.00	0.00	-
		自己搬入	57.27	155.79	115.06	Δ 40.73	Δ 26.14%
		計	10,247.71	9,595.94	8,958.43	Δ 637.51	Δ 6.64%
	浄化槽汚泥	20,184.99	19,219.05	17,775.33	Δ 1,443.72	Δ 7.51%	
	合計	30,432.70	28,814.99	26,733.76	Δ 2,081.23	Δ 7.22%	
処理実績	し尿		10,247.71	9,595.94	8,958.43	Δ 637.51	Δ 6.64%
	浄化槽汚泥		20,184.99	19,219.05	17,775.33	Δ 1,443.72	Δ 7.51%
	合計		30,432.70	28,814.99	26,733.76	Δ 2,081.23	Δ 7.22%

3. 可燃・不燃ごみ搬入量と処理実績

(1)ごみ関係搬入総括表(推移)

(単位:t)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比		
					増減数	増減率(%)	
市町搬入	可燃ごみ	52,272.01	50,901.43	48,152.59	△ 2,748.84	△5.40%	
	不燃ごみ	11,783.01	10,708.89	10,304.43	△ 404.46	△3.78%	
	容器包装廃棄物	缶	554.85	507.01	411.32	△ 95.69	△18.87%
		びん	1,919.76	1,861.72	1,749.47	△ 112.25	△6.03%
		ペットボトル	1,069.29	1,080.91	1,069.68	△ 11.23	△1.04%
		紙パック	53.61	50.50	48.35	△ 2.15	△4.26%
		プラスチック製容器包装	3,271.04	3,265.38	3,217.31	△ 48.07	△1.47%
	計	6,868.55	6,765.52	6,496.13	△ 269.39	△3.98%	
剪定枝	134.10	110.75	131.12	20.37	18.39%		
合計	71,057.67	68,486.59	65,084.27	△ 3,402.32	△4.97%		
・許可搬入 自己搬入	可燃ごみ(H31まで宇治直営含む)	20,891.47	20,766.22	20,204.17	△ 562.05	△2.71%	
	不燃ごみ	1,016.91	1,043.41	1,154.54	111.13	10.65%	
	剪定枝	384.84	296.59	230.11	△ 66.48	△22.41%	
	合計	22,293.22	22,106.22	21,588.82	△ 517.40	△2.34%	
その他	小動物	10.38	10.00	10.47	0.47	4.70%	
	廃乾電池	65.19	62.34	66.98	4.64	7.44%	
	事業系魚腸骨	748.50	676.37	708.20	31.83	4.71%	
	小型家電	16.69	9.95	11.51	1.56	15.68%	
	廃蛍光管	5.04	4.64	5.02	0.38	8.19%	
	ペットボトルキャップ	3.58	3.92	3.85	△ 0.07	△1.79%	
	合計	849.38	767.22	806.03	38.81	5.06%	
通常搬入 合計		94,200.27	91,360.03	87,479.12	△ 3,880.91	△4.25%	
組合搬入	廃蛍光管	0.03	0.04	0.04	0.00	0.00%	
	ペットボトルキャップ	0.03	0.04	0.01	△ 0.03	△75.00%	
	クリーンピア沢し査	87.72	27.28	19.20	△ 8.08	△29.62%	
	クリーンピア沢土砂類	592.13	85.30	30.07	△ 55.23	△64.75%	
	埋立処分地脱水汚泥	6.19	16.62	22.63	6.01	36.16%	
	合計	686.10	129.28	71.95	△ 57.33	△44.35%	
総合計		94,886.37	91,489.31	87,551.07	△ 3,938.24	△4.30%	

(2) 可燃ごみ排出量の推移

① 市町搬入可燃ごみ排出量及び1人1日排出量の推移

区分			年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比		
							増減数	増減率(%)	
人口	行政区 域内 人口	宇治市	人	183,865	182,488	181,292	△ 1,196	△0.66%	
		城陽市	人	75,333	74,729	74,049	△ 680	△0.91%	
		八幡市	人	70,013	69,660	69,258	△ 402	△0.58%	
		久御山町	人	15,571	15,521	15,422	△ 99	△0.64%	
		宇治田原町	人	9,019	8,899	8,828	△ 71	△0.80%	
		井手町	人	7,196	7,023	6,978	△ 45	△0.64%	
		管内人口	人	360,997	358,320	355,827	△ 2,493	△0.70%	
排出量	管内 合計	日数		365	365	366			
		宇治市	年間排出量	t	23,649.50	22,980.60	21,754.85	△ 1,225.75	△5.33%
			1日排出量	t	64.79	62.96	59.44	△ 3.52	△5.59%
			1人1日排出量	g	352	345	328	△ 17	△4.93%
		城陽市	年間排出量	t	11,315.85	11,051.30	10,424.26	△ 627.04	△5.67%
			1日排出量	t	31.00	30.28	28.48	△ 1.80	△5.94%
			1人1日排出量	g	412	405	385	△ 20	△4.94%
		八幡市	年間排出量	t	11,299.08	11,011.66	10,413.80	△ 597.86	△5.43%
			1日排出量	t	30.96	30.17	28.45	△ 1.72	△5.70%
			1人1日排出量	g	442	433	411	△ 22	△5.08%
		久御山町	年間排出量	t	2,894.22	2,818.18	2,699.37	△ 118.81	△4.22%
			1日排出量	t	7.93	7.72	7.38	△ 0.34	△4.40%
			1人1日排出量	g	509	497	478	△ 19	△3.82%
		宇治田原町	年間排出量	t	1,666.59	1,651.06	1,539.07	△ 111.99	△6.78%
			1日排出量	t	4.57	4.52	4.21	△ 0.31	△6.86%
			1人1日排出量	g	506	508	476	△ 32	△6.30%
		井手町	年間排出量	t	1,446.77	1,388.63	1,321.24	△ 67.39	△4.85%
			1日排出量	t	3.96	3.80	3.61	△ 0.19	△5.00%
			1人1日排出量	g	551	542	517	△ 25	△4.61%
		管内合計	年間排出量	t	52,272.01	50,901.43	48,152.59	△ 2,748.84	△5.40%
			1日排出量	t	143.21	139.46	131.56	△ 7.90	△5.66%
	1人1日排出量	g	397	389	370	△ 19	△4.88%		

- (注) 1. 人口は、10月1日現在、住民基本台帳人口、外国人住基人口を含む
 2. 排出量は、365日、閏年は、366日で算出

② 許可搬入・自己搬入可燃ごみ排出量の推移

(単位:t)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比	
						増減数	増減率(%)
	宇治市		9,732.04	9,822.24	9,741.82	△ 80.42	△0.82%
	城陽市		4,049.57	4,080.05	3,927.13	△ 152.92	△3.75%
	八幡市		3,427.05	3,204.94	3,047.30	△ 157.64	△4.92%
	久御山町		2,993.02	2,982.50	2,818.12	△ 164.38	△5.51%
	宇治田原町		413.14	442.45	455.88	13.43	3.04%
	井手町		276.65	234.04	213.92	△ 20.12	△8.60%
	管内合計		20,891.47	20,766.22	20,204.17	△ 562.05	△2.71%

(3) 不燃ごみ排出量の推移

①市町搬入不燃ごみ排出量及び1人1日排出量の推移

区分			年度			前年度比			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減数	増減率(%)		
人口	行政区 域内人口	宇治市	人	183,865	182,488	181,292	△ 1,196	△0.66%	
		城陽市	人	75,333	74,729	74,049	△ 680	△0.91%	
		八幡市	人	70,013	69,660	69,258	△ 402	△0.58%	
		久御山町	人	15,571	15,521	15,422	△ 99	△0.64%	
		宇治田原町	人	9,019	8,899	8,828	△ 71	△0.80%	
		井手町	人	7,196	7,023	6,978	△ 45	△0.64%	
		管内人口	人	360,997	358,320	355,827	△ 2,493	△0.70%	
排出量		日数		365	365	366			
		宇治市	年間排出量	t	5,634.47	5,249.29	5,096.27	△ 153.02	△2.92%
			1日排出量	t	15.44	14.38	13.92	△ 0.46	△3.20%
			1人1日排出量	g	84	79	77	△ 2	△2.53%
		城陽市	年間排出量	t	2,090.10	1,871.10	1,763.00	△ 108.10	△5.78%
			1日排出量	t	5.73	5.13	4.82	△ 0.31	△6.04%
			1人1日排出量	g	76	69	65	△ 4	△5.80%
		八幡市	年間排出量	t	2,572.54	2,490.48	2,177.74	△ 312.74	△12.56%
			1日排出量	t	7.05	6.82	5.95	△ 0.87	△12.76%
			1人1日排出量	g	101	98	86	△ 12	△12.24%
		久御山町	年間排出量	t	566.15	513.08	704.66	191.58	37.34%
			1日排出量	t	1.55	1.41	1.93	0.52	36.88%
			1人1日排出量	g	100	91	125	34	37.36%
		宇治田原町	年間排出量	t	662.65	367.98	346.04	△ 21.94	△5.96%
			1日排出量	t	1.82	1.01	0.95	△ 0.06	△5.94%
			1人1日排出量	g	201	113	107	△ 6	△5.31%
		井手町	年間排出量	t	257.10	216.96	216.72	△ 0.24	△0.11%
			1日排出量	t	0.70	0.59	0.59	0.00	0.00%
			1人1日排出量	g	98	85	85	0	0.00%
		管内合計	年間排出量	t	11,783.01	10,708.89	10,304.43	△ 404.46	△3.78%
	1日排出量	t	32.28	29.34	28.15	△ 1.19	△4.06%		
	1人1日排出量	g	89	82	79	△ 3	△3.66%		

(注) 1. 人口は、10月1日現在、住民基本台帳人口、外国人住基人口を含む
 2. 排出量は、365日、閏年は、366日で算出

②許可搬入・自己搬入不燃ごみ排出量の推移

(単位:t)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比	
					増減数	増減率(%)
宇治市	不燃ごみ	272.53	336.40	352.77	16.37	4.87%
	その他	0.29	1.24	0.56	△ 0.68	△54.84%
	土砂類	9.57	10.70	14.81	4.11	38.41%
	計	282.39	348.34	368.14	19.80	5.68%
城陽市	不燃ごみ	379.13	288.91	340.49	51.58	17.85%
	その他	8.72	11.58	11.66	0.08	0.69%
	土砂類	11.58	10.40	20.98	10.58	101.73%
	計	399.43	310.89	373.13	62.24	20.02%
八幡市	不燃ごみ	185.82	219.33	221.37	2.04	0.93%
	その他	5.88	5.27	7.78	2.51	47.63%
	土砂類	13.90	9.37	5.00	△ 4.37	△46.64%
	計	205.60	233.97	234.15	0.18	0.08%
久御山町	不燃ごみ	19.44	18.53	19.26	0.73	3.94%
	その他	0.36	0.31	0.03	△ 0.28	△90.32%
	土砂類	0.41	0.00	0.00	0.00	-
	計	20.21	18.84	19.29	0.45	2.39%
宇治田原町	不燃ごみ	39.37	23.62	37.52	13.90	58.85%
	その他	0.68	1.63	0.30	△ 1.33	△81.60%
	土砂類	0.29	0.21	0.08	△ 0.13	△61.90%
	計	40.34	25.46	37.90	12.44	48.86%
井手町	不燃ごみ	59.77	86.77	102.89	16.12	18.58%
	その他	9.17	8.61	8.24	△ 0.37	△4.30%
	土砂類	0.00	10.53	10.80	0.27	2.56%
	計	68.94	105.91	121.93	16.02	15.13%
管内合計	不燃ごみ	956.06	973.56	1,074.30	100.74	10.35%
	その他	25.10	28.64	28.57	△ 0.07	△0.24%
	土砂類	35.75	41.21	51.67	10.46	25.38%
	計	1,016.91	1,043.41	1,154.54	111.13	10.65%

(注) その他とは、金糸・非飛散性アスベスト等である

(4) 可燃ごみ処理実績の推移

(単位:t)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比		
				増減数	増減率(%)	
市町搬入可燃ごみ	52,272.01	50,901.43	48,152.59	△ 2,748.84	△5.40%	
許可・自己搬入可燃ごみ	20,891.47	20,766.22	20,204.17	△ 562.05	△2.71%	
直営収集事業系可燃ごみ						
組合搬入(袋・破碎可燃・処理 困・し・渣・可燃性不適物)	10,097.84	9,493.73	8,835.92	△ 657.81	△6.93%	
合計	83,261.32	81,161.38	77,192.68	△ 3,968.70	△4.89%	
処理 内 訳	クリーン21長谷山	51,451.99	49,869.19	45,663.33	△ 4,205.86	△8.43%
	クリーンパーク折居	31,809.33	31,292.19	31,529.35	237.16	0.76%
	合計	83,261.32	81,161.38	77,192.68	△ 3,968.70	△4.89%
焼 却 残 渣 等	クリーン21長谷山	6,096.42	5,915.44	5,360.56	△ 554.88	△9.38%
	クリーンパーク折居	3,294.00	3,258.00	3,307.00	49.00	1.50%
	合計	9,390.42	9,173.44	8,667.56	△ 505.88	△5.51%

(注) クリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の焼却残渣等は、資源化及び大阪湾フェニックスセンターへ搬出

(5) 不燃ごみ処理実績の推移

(単位:t)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比			
				増減数	増減率(%)		
市町搬入不燃ごみ	11,783.01	10,708.89	10,304.43	△ 404.46	△3.78%		
許可・自己搬入不燃ごみ	1,016.91	1,043.41	1,154.54	111.13	10.65%		
資源ごみダスト等	288.76	265.89	227.08	△ 38.81	△14.60%		
合計	13,088.68	12,018.19	11,686.05	△ 332.14	△2.76%		
処理 内 訳	破碎 処理	可燃物等	9,917.23	9,414.22	8,759.41	△ 654.81	△6.96%
		不燃物等	4,156.35	4,069.56	4,144.26	74.70	1.84%
		プラスチック	749.14	678.90	638.03	△ 40.87	△6.02%
		鉄	848.55	769.99	740.04	△ 29.95	△3.89%
		アルミ	55.67	53.87	60.07	6.20	11.51%
		その他資源	29.25	29.91	30.42	0.51	1.71%
		搬入出の差	△ 3,282.94	△ 3,483.92	△ 3,312.90	171.02	4.91%
		計	12,473.25	11,532.53	11,059.33	△ 473.20	△4.10%
	埋立	615.43	485.66	626.72	141.06	29.05%	
合計	13,088.68	12,018.19	11,686.05	△ 332.14	△2.76%		

- (注) 1. 資源ごみダスト等は容器ダスト及びスプレー缶である
 2. 可燃物等及びプラスチックには、プラスチック製容器包装の選別残渣が含まれる
 3. 可燃物等には処理困難物の焼却分が含まれる
 4. 不燃物等には、アルミ残渣、アルミダスト及び鉄ダストが含まれる
 5. その他資源は処理困難物のスプリング等である

(6)最終処分実績の推移

(単位:t)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比	
				増減数	増減率(%)
三郷山埋立処分地	1,782.84	2,382.28	1,948.30	△ 433.98	△18.22%
宇治廃棄物処理公社	4,710.90	3,176.40	3,658.95	482.55	15.19%
大阪湾フェニックスセンター	9,389.00	9,172.00	8,666.00	△ 506.00	△5.52%
合計	15,882.74	14,730.68	14,273.25	△ 457.43	△3.11%

(注) 最終処分量には、し尿処理後の残渣等が含まれる

4. 容器包装廃棄物搬入量と資源化実績

(1) 容器包装廃棄物搬入量の推移

(単位:t)

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比		
					増減数	増減率(%)	
人口	宇治市	人	183,865	182,488	181,292	△ 1,196	△0.66%
	城陽市	人	75,333	74,729	74,049	△ 680	△0.91%
	八幡市	人	70,013	69,660	69,258	△ 402	△0.58%
	久御山町	人	15,571	15,521	15,422	△ 99	△0.64%
	宇治田原町	人	9,019	8,899	8,828	△ 71	△0.80%
	井手町	人	7,196	7,023	6,978	△ 45	△0.64%
	管内人口	人	360,997	358,320	355,827	△ 2,493	△0.70%
日数	日	365	365	366			
宇治市	缶	t	243.48	213.72	170.16	△ 43.56	△20.38%
	びん	t	1,059.45	1,034.09	965.29	△ 68.80	△6.65%
	ペットボトル	t	586.35	582.66	576.41	△ 6.25	△1.07%
	紙パック	t	0.00	0.00	0.00	0.00	-
	プラスチック製容器包装	t	1,733.31	1,806.81	1,720.07	△ 86.74	△4.80%
	計	t	3,622.59	3,637.28	3,431.93	△ 205.35	△5.65%
	1日排出量	t	9.92	9.97	9.38	△ 0.59	△5.92%
1人1日排出量	g	54	55	52	△ 3	△5.45%	
城陽市	缶	t	141.97	131.82	99.10	△ 32.72	△24.82%
	びん	t	403.60	382.63	360.05	△ 22.58	△5.90%
	ペットボトル	t	217.17	220.00	221.55	1.55	0.70%
	紙パック	t	23.59	22.30	21.54	△ 0.76	△3.41%
	プラスチック製容器包装	t	803.30	766.62	726.40	△ 40.22	△5.25%
	計	t	1,589.63	1,523.37	1,428.64	△ 94.73	△6.22%
	1日排出量	t	4.36	4.17	3.90	△ 0.27	△6.47%
1人1日排出量	g	58	56	53	△ 3	△5.36%	
八幡市	缶	t	99.00	96.70	82.56	△ 14.14	△14.62%
	びん	t	291.77	286.42	272.73	△ 13.69	△4.78%
	ペットボトル	t	154.25	170.30	162.99	△ 7.31	△4.29%
	紙パック	t	24.99	23.54	22.46	△ 1.08	△4.59%
	プラスチック製容器包装	t	465.71	435.63	520.57	84.94	19.50%
	計	t	1,035.72	1,012.59	1,061.31	48.72	4.81%
	1日排出量	t	2.84	2.77	2.90	0.13	4.69%
1人1日排出量	g	41	40	42	2	5.00%	
久御山町	缶	t	34.29	32.45	26.07	△ 6.38	△19.66%
	びん	t	73.69	70.84	68.07	△ 2.77	△3.91%
	ペットボトル	t	57.80	55.85	53.66	△ 2.19	△3.92%
	紙パック	t	3.39	3.19	3.07	△ 0.12	△3.76%
	プラスチック製容器包装	t	128.10	125.36	110.49	△ 14.87	△11.86%
	計	t	297.27	287.69	261.36	△ 26.33	△9.15%
	1日排出量	t	0.81	0.79	0.71	△ 0.08	△10.13%
1人1日排出量	g	52	51	46	△ 5	△9.80%	
宇治田原町	缶	t	17.81	17.90	18.42	0.52	2.91%
	びん	t	45.48	46.40	44.66	△ 1.74	△3.75%
	ペットボトル	t	26.64	25.62	29.04	3.42	13.35%
	紙パック	t	1.29	1.12	1.04	△ 0.08	△7.14%
	プラスチック製容器包装	t	89.61	78.52	82.55	4.03	5.13%
	計	t	180.83	169.56	175.71	6.15	3.63%
	1日排出量	t	0.50	0.46	0.48	0.02	4.35%
1人1日排出量	g	55	52	54	2	3.85%	
井手町	缶	t	18.30	14.42	15.01	0.59	4.09%
	びん	t	45.77	41.34	38.67	△ 2.67	△6.46%
	ペットボトル	t	27.08	26.48	26.03	△ 0.45	△1.70%
	紙パック	t	0.35	0.35	0.24	△ 0.11	△31.43%
	プラスチック製容器包装	t	51.01	52.44	57.23	4.79	9.13%
	計	t	142.51	135.03	137.18	2.15	1.59%
	1日排出量	t	0.39	0.37	0.37	0.00	0.00%
1人1日排出量	g	54	53	54	1	1.89%	
合計	缶	t	554.85	507.01	411.32	△ 95.69	△18.87%
	びん	t	1,919.76	1,861.72	1,749.47	△ 112.25	△6.03%
	ペットボトル	t	1,069.29	1,080.91	1,069.68	△ 11.23	△1.04%
	紙パック	t	53.61	50.50	48.35	△ 2.15	△4.26%
	プラスチック製容器包装	t	3,271.04	3,265.38	3,217.31	△ 48.07	△1.47%
	計	t	6,868.55	6,765.52	6,496.13	△ 269.39	△3.98%
	1日排出量	t	18.82	18.54	17.75	△ 0.79	△4.26%
1人1日排出量	g	52	52	50	△ 2	△3.85%	

(5) 容器包装廃棄物資源化実績の推移

(単位:t)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比		
				増減数	増減率(%)	
缶	搬入量	554.85	507.01	411.32	△ 95.69	△18.87%
	資源化量	455.01	443.98	349.64	△ 94.34	△21.25%
	鉄	186.65	191.99	152.62	△ 39.37	△20.51%
	アルミ	268.36	251.99	197.02	△ 54.97	△21.81%
	破砕 容器ダスト	41.63	35.54	26.11	△ 9.43	△26.53%
	破砕 スプレー缶	2.85	2.64	1.76	△ 0.88	△33.33%
	搬入出の差	55.36	24.85	33.81	8.96	36.06%
	資源化率	82.01%	87.57%	85.00%	-2.57%	△2.93%
びん	搬入量	1,919.76	1,861.72	1,749.47	△ 112.25	△6.03%
	資源化量	1,347.10	1,428.35	1,417.80	△ 10.55	△0.74%
	無色	389.39	378.77	411.37	32.60	8.61%
	茶色	347.44	347.43	349.74	2.31	0.66%
	その他の色	187.80	191.55	187.62	△ 3.93	△2.05%
	再生びん	422.47	510.60	469.07	△ 41.53	△8.13%
	破砕 容器ダスト	143.91	131.92	110.94	△ 20.98	△15.90%
	埋立 <small>ビンダスト (宇治公社)</small>	353.30	196.90	121.72	△ 75.18	△38.18%
	埋立 <small>ビンダスト (三郷山)</small>	20.80	25.24	23.27	△ 1.97	△7.81%
	搬入出の差	54.65	79.31	75.74	△ 3.57	△4.50%
資源化率	70.17%	76.72%	81.04%	4.32%	5.63%	
ペットボトル	PET搬入量	1,069.29	1,080.91	1,069.68	△ 11.23	△1.04%
	キャップ搬入量	3.61	3.96	3.86	△ 0.10	△2.53%
	資源化量	948.69	982.46	969.82	△ 12.64	△1.29%
	PET	934.42	966.54	954.04	△ 12.50	△1.29%
	キャップ(PET)	10.66	11.96	11.92	△ 0.04	△0.33%
	キャップ(搬入)	3.61	3.96	3.86	△ 0.10	△2.53%
	破砕 容器ダスト	80.11	75.38	67.59	△ 7.79	△10.33%
	焼却 袋類	53.81	52.23	57.31	5.08	9.73%
搬入出の差	△ 9.71	△ 25.20	△ 21.18	4.02	15.95%	
資源化率	88.42%	90.56%	90.34%	-0.22%	△0.24%	
紙パック	搬入量	53.61	50.50	48.35	△ 2.15	△4.26%
	資源化量	55.55	46.97	50.00	3.03	6.45%
	紙パック	55.55	46.97	50.00		
	破砕 容器ダスト	4.03	3.55	3.08	△ 0.47	△13.24%
	搬入出の差	△ 5.97	△ 0.02	△ 4.73	△ 4.71	△23550.00%
資源化率	103.62%	93.01%	103.41%	10.40%	11.18%	
合計	搬入量	3,601.12	3,504.10	3,282.68	△ 221.42	△6.32%
	資源化量	2,806.35	2,901.76	2,787.26	△ 114.50	△3.95%
	容器包装	2,792.08	2,885.84	2,771.48	△ 114.36	△3.96%
	ペットボトル キャップ	14.27	15.92	15.78	△ 0.14	△0.88%
	破砕 容器ダスト	269.68	246.39	207.72	△ 38.67	△15.69%
	破砕 スプレー缶	2.85	2.64	1.76	△ 0.88	△33.33%
	埋立 <small>ビンダスト (宇治公社)</small>	353.30	196.90	121.72	△ 75.18	△38.18%
	埋立 <small>ビンダスト (三郷山)</small>	20.80	25.24	23.27	△ 1.97	△7.81%
	焼却 袋類	53.81	52.23	57.31	5.08	9.73%
	計	700.44	523.40	411.78	△ 111.62	△21.33%
	搬入出の差	94.33	78.94	83.64	4.70	5.95%
資源化率	77.93%	82.81%	84.91%	2.10%	2.54%	
プラスチック製 容器包装	搬入量	3,271.04	3,265.38	3,217.31	△ 48.07	△1.47%
	資源化量	2,190.93	2,333.28	2,360.65	27.37	1.17%
	容器プラ	2,190.93	2,333.28	2,360.65		
	破砕 プラダスト	15.13	15.81	16.60	0.79	5.00%
	破砕 スプレー缶	1.10	1.05	1.00	△ 0.05	△4.76%
	焼却 可燃性不燃物	39.08	0.00	0.00	0.00	-
資源化率	66.98%	71.46%	73.37%	1.91%	2.67%	

ごみ質試験結果

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比		
					増減数	増減率(%)	
組成 ドライベース (%)	紙	43.62	47.25	47.01	△ 0.24	△0.51%	
	動・植物厨芥	9.66	11.38	9.64	△ 1.74	△15.29%	
	草・木	10.88	7.06	8.66	1.60	22.66%	
	繊維	9.11	6.86	9.70	2.84	41.40%	
	雑物	5mm以上	2.45	1.91	2.10	0.19	9.95%
		5mm以下	3.43	1.88	2.42	0.54	28.72%
	ガラス・石等	0.58	0.93	1.33	0.40	43.01%	
	金属類	1.53	1.88	1.29	△ 0.59	△31.38%	
	プラスチック類	18.58	19.90	17.74	△ 2.16	△10.85%	
	ゴム・皮革	0.16	0.95	0.11	△ 0.84	△88.42%	
合計	100.00	100.00	100.00	—	—		
成分 (%)	水分	46.39	48.01	48.00	△ 0.01	△0.02%	
	可燃分	46.73	46.11	45.64	△ 0.47	△1.02%	
	灰分	6.88	5.88	6.36	0.48	8.16%	
	合計	100.00	100.00	100.00	—	—	
推定発熱量 (kJ/kg)		8,910	8,740	8,630	△ 110	△1.26%	
混焼ごみ推定発熱量 (kJ/kg)		10,230	9,790	9,660	△ 130	△1.33%	

クリーンパーク折居及びクリーン 21 長谷山において搬入される家庭系可燃ごみを対象にそれぞれ2ヵ月に1回の頻度で、組成分析調査を実施している。

ダイオキシン類測定結果

1. 令和6年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定の結果

測定対象	結果		年度		ダイオキシン類濃度	備考
	測定箇所		基準値			
排ガス	クリーンパーク折居	1号炉	排出基準	0.1ng-TEQ/m ³ N	0.0016	
		2号炉			0.000094	クリーンパーク折居維持管理計画に基づき2回測定
	クリーン21長谷山	1号炉		0.00086		
		2号炉		0.00010	クリーンパーク折居維持管理計画に基づき2回測定	
		小動物		0.00049		
				10ng-TEQ/m ³ N	0	
			0.088			
ばいじん	クリーンパーク折居	混練装置出口	排出基準	3ng-TEQ/g	0.16	
	クリーン21長谷山	集塵灰ピット			0.26	クリーンパーク折居維持管理計画に基づき2回測定
					0.17	
焼却灰	クリーンパーク折居	1号炉	排出基準	3ng-TEQ/g	0.00046	
		2号炉			0.000014	クリーンパーク折居維持管理計画に基づき2回測定
	クリーン21長谷山	1号炉		0		
		2号炉		0.000000	クリーンパーク折居維持管理計画に基づき2回測定	
		小動物		0.0010		
					0.0078	
			0			
排水	クリーンパーク折居(処理水)		排水基準	10pg-TEQ/L(宇治市下水排除基準)	0	
	グリーンヒル三郷山(処理水)			10pg-TEQ/L	0.000069	
	奥山排水処理施設(処理水)			0.1pg-TEQ/L(自主規制基準値)	0.00015	平成26年8月7日から奥山埋立処分地の排水処理施設が稼働再開
	クリーン21長谷山(処理水)				0.00019	
	特定事業場敷地出口(処理水)				0.00018	特定事業場敷地出口：クリーン21長谷山処理水及び奥山排水処理施設処理水の合流出口
土壌	クリーンパーク折居	宇治市	土壌環境基準	1000pg-TEQ/g	0.0061	
		山城総合運動公園			7.5	
		用地内			0.065	
	クリーン21長谷山	城陽市			1.1	
		宇治田原町			0.33	
		用地内			19	
<p> pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム ng (ナノグラム) : 10億分の1グラム TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した量として表した符号 m³N (立方メートルノルマル) : 温度0度、圧力1気圧の状態に換算した気体の体積 </p>						

2. ダイオキシン類測定結果(推移)

調査工場・地点等			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	国の定める基準値等
排ガス	クリーンパーク折居	1号焼却炉	ng-TEQ/m ³ N	0.0014	0.0036	0.00010	0.1ng-TEQ/m ³ N (維持管理計画に基づき2回測定)
				0.00030	0.0026	0.0000087	
		2号焼却炉		0.000010	0.000089	0.00012	
				0.000022	0.00013	0.000088	
	クリーン21長谷山	1号焼却炉		ng-TEQ/m ³ N	0	0.000028	0.000027
		2号焼却炉			0	0.000028	0.000041
小動物焼却炉		ng-TEQ/m ³ N	0.0000086		0.0000079	0.21	10ng-TEQ/m ³ N
(ばいじん)	クリーンパーク折居	混練装置出口	ng-TEQ/g	0.12	0.15	0.11	3ng-TEQ/g (維持管理計画に基づき2回測定)
				0.057	1.6	0.060	
	クリーン21長谷山	集塵灰ピット		0.23	0.26	0.15	
焼却灰	クリーンパーク折居	1号焼却炉	ng-TEQ/g	0.000021	0	0.00027	3ng-TEQ/g (維持管理計画に基づき2回測定)
				0	0	0	
		2号焼却炉		0.000016	0	0	
				0	0	0.000090	
	クリーン21長谷山	1号焼却炉		ng-TEQ/g	0.0096	0.014	0.0015
		2号焼却炉			0.0084	0.0070	0.0030
小動物焼却炉		ng-TEQ/g	0.0000087		0.0000039	0.00023	
排水	クリーンパーク折居	処理水	pg-TEQ/l	0	0	0	10pg-TEQ/l
	グリーンヒル三郷山	処理水		0.000039	0.000030	0.000090	
	奥山排水処理施設	処理水		0.00019	0.000090	0.000011	0.1pg-TEQ/l
	クリーン21長谷山	処理水		0.00018	0.00018	0.000011	
	特定事業場敷地出口 クリーン21長谷山処理水 及び奥山排水処理施設 処理水の合流出口	処理水		pg-TEQ/l	0.000010	0.0000084	

第6章 参考資料

◇城南衛生管理組合規約・・・・・・・・・・44

◇城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、
減量及び再生利用に関する条例・・46

◇組合のあゆみ・・・・・・・・・・50

他の条例・規則、組合に関する情報は
組合ホームページ (<https://www.jyonaneikan.jp/>) に掲載しています。



城南衛生管理組合規約

昭和37年7月24日

告示第1号

(組合の名称)

第1条 この組合は、城南衛生管理組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する市町)

第2条 組合は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町(以下「組合市町」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) し尿の収集及び運搬並びにごみの中継運搬に関する事務
- (2) 浄化槽清掃業務及び当該業務に係る一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務
- (3) 一般廃棄物の処理施設、再生保管施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務(組合市町による独自処理を除く。)
- (4) 前各号に掲げる事務を遂行するために必要なその他の事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、京都府宇治市宇治折居18番地に置く。

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、22人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

- 宇治市 8人
- 城陽市 4人
- 八幡市 4人
- 久御山町 2人
- 宇治田原町 2人
- 井手町 2人

(議員の選挙)

第6条 議員は、組合市町の議会においてその議会議員のうちから選挙されたものをもって充てる。

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、組合市町の議会議員としての任期とする。

2 議員が組合市町の議会議員でなくなったときは、その職を失う。

3 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠選挙)

第8条 議員に欠員が生じたときは、その議員の属す

る組合市町の議会において、速やかに欠員の議員の補欠選挙を行なわなければならない。

(執行機関の組織)

第9条 組合に管理者1人、副管理者5人及び専任副管理者1人を置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に職員を置く。
(執行機関の選任)

第10条 管理者は、組合市町の長のうちから互選する。

2 副管理者は、管理者以外の組合市町の長をもって充てる。

3 専任副管理者は、管理者が組合の議会(以下「議会」という。)の同意を得て、選任する。

4 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長としての任期とする。

5 専任副管理者の任期は、4年とする。

6 前条第2項の職員は、管理者が任免する。

(会計管理者)

第10条の2 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者が第9条第2項に定める職員のうちから任命する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て、知識経験を有する者及び議員のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任されるものにあつては4年、議員のうちから選任されるものにあつては議員の任期とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査委員の補助職員)

第11条の2 監査委員の事務を補助させるため書記を置く。

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、法令により組合に属する収入、分賦金及びその他の収入をもって充てる。

2 分賦金負担の割合は、議会において定める。

附 則

1 この規約は、許可のあった日から施行する。

2 この規約施行の日から組合管理者が就任するまでの期間は、宇治市長が管理する。

附 則(昭和39年11月1日告示第6号)

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則(昭和40年9月6日告示第6号)

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則(昭和42年3月10日告示第2号)

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則(昭和44年6月2日告示第3号)

1 この規約は、許可のあった日から施行する。

参考資料

2 第3条に掲げのごみ運搬については、当分の間その一部を行なうものとする。

附 則（昭和46年12月1日告示第10号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和47年9月29日告示第15号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和48年10月26日告示第9号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和50年1月7日告示第1号）

この規約は、許可のあった日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月24日告示第5号）

1 この規約は、許可のあった日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に管理者、副管理者、助役又は収入役である者は、この規約の規定に基づく管理者、副管理者、助役又は収入役であるとみなす。

附 則（昭和53年3月24日告示第2号）

この規約は、許可のあった日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の改正規定は、昭和52年11月1日から適用する。

附 則（昭和55年1月16日告示第1号）

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月10日告示第9号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（平成9年6月24日告示第10号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年3月20日告示第3号）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際、現に収入役である者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成23年3月16日告示第3号）

この規約は、京都府知事の許可があった日から施行する。

附 則（令和6年3月26日告示第2号）

この規約は、令和6年7月16日から施行する。

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、 減量及び再生利用に関する条例

平成14年11月29日

条例第9号

城南衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、城南衛生管理組合構成市町（以下「組合市町」という。）における廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関し必要な事項を定め、循環型社会の形成を目指し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用 活用しなければ不用となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (2) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しない一般廃棄物をいう。

（組合の責務）

第3条 城南衛生管理組合（以下「組合」という。）は、一般廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に必要な措置を講ずるとともに、その事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営並びに安全衛生の確保に努めるものとする。

2 組合は、国、府及び組合市町と協力し、廃棄物の処理に関する技術開発の情報の収集及び活用を図ること等により、廃棄物の資源の有効な利用の確保及び適正な処理に努めるものとする。

3 組合は、組合市町と共同し、一般廃棄物の減量等に関する住民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、自主的な活動を促進するよう努めるものとする。

（組合市町との協力等）

第4条 組合は、一般廃棄物の適正処理、減量及び再生利用を促進する等の事業を実施するに当たっては、組合市町と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

（住民及び事業者の責務）

第5条 住民及び事業者は、廃棄物の排出抑制と再生利用を図り、ごみの減量及び適正処理に関し組合及び組合市町が行う施策に協力しなければならない。

（登録廃棄物再生事業者等への協力要請）

第6条 組合は、再生利用を促進するため、再生品の利用を積極的に進めるとともに、法第20条の2の規定に基づく登録廃棄物再生事業者等に必要に応じ協力を求めることとする。

（一般廃棄物処理計画）

第7条 管理者は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物の処理及び再生利用に関する計画（以下「処理計画」という。）を定めるものとする。

2 処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び当該基本計画の実施のため必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 管理者は、処理計画を定めたとき又は重要な変更をしたときは、告示するものとする。

（一般廃棄物の適正処理）

第8条 組合は、前条の規定により定めた処理計画に従い、組合市町の区域内における家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように適正に処理しなければならない。

2 組合は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと管理者が認めるときは、組合市町が承認した事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

（搬入禁止物）

第9条 搬入禁止物は、次の各号に掲げる物とする。

- (1) 有害性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 著しい悪臭を発するもの
- (4) 産業廃棄物（条例第11条で定める産業廃棄物を除く。）
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が組合の処理施設では、適正に処理することができない又は処理することが困難であり、一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認めたもの又は組合の処理施設に損壊を与えるおそれがあると認めたもの

参考資料

(一般廃棄物の受入)

第10条 組合市町又は組合市町が収集運搬を委託した者による収集によらず、組合の処理施設に一般廃棄物を搬入する者(土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は土地又は建物の管理者とする。以下同じ。))が法第7条第1項の規定により組合又は組合市町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「一般廃棄物収集運搬許可業者」という。)に委託して搬入する場合を含む。以下同じ。)は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 管理者は、次のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(1) 組合の処理施設に一般廃棄物を搬入する者が前項の受入基準に従わない場合

(2) その他管理者が一般廃棄物を受け入れることが適当でないと認める場合

(組合が処理できる産業廃棄物)

第11条 法第11条第2項の規定により、組合が処理できる産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障がない範囲において一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物で、規則で定めるものとする。

(し尿の処理の届出等)

第12条 土地又は建物の占有者は、臨時に若しくは継続してし尿の収集、運搬及び処理を依頼しようとするときは、速やかに管理者に届出なければならない。

2 し尿の収集運搬は、規則で定めるところにより実施するものとする。

(多量排出事業者に対する運搬等の指示)

第13条 管理者は、次の各号に該当する量のし尿を排出する者に対し、当該し尿を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(1) 常時排出量1日平均1.8キロリットル以上又は臨時の排出量10キロリットル以上

(2) 前号の範囲以下であっても組合の処理計画に適合しないと管理者が認めるとき

(一般廃棄物処理手数料)

第14条 一般廃棄物の処理手数料は、次の各号に掲げるところによる。

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料 別表第1

(2) 組合の処理施設に搬入される一般廃棄物(組合市町又は組合市町が収集運搬を委託した者が搬入するものを除く。)の処分手数料 別表第2

2 手数料徴収方法等は、規則に定める。

(産業廃棄物の処分費用)

第15条 組合が行う産業廃棄物の処分について、法第13条第2項の規定により徴収する費用は、別表第3に掲げる額とする。

(処理手数料の減免)

第16条 天災その他特別の事情があると管理者が認めたときは、一般廃棄物(浄化槽汚泥を除く。)の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用を減免することができる。

(浄化槽清掃業等の許可)

第17条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けたもので当該業務に係る法第7条第1項又は第2項の規定による一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

3 前2項の許可の期間は、2年ごととする。

4 第1項及び第2項に規定する許可の基準は、それぞれ浄化槽法第36条及び法第7条第5項に定めるもののほか、規則で定める。

(許可の取消し等)

第18条 管理者は、前条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者が浄化槽法第41条第2項の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その許可を取消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 管理者は、前条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、法第7条第5項第4号のいずれかに該当すると認めたときは、その許可を取消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 前2項に定めるもののほか、許可の取消し等に必要事項は、規則で定める。

(許可申請手数料)

第19条 浄化槽清掃業、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする者及び当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 15,000円

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 15,000円

(3) 前2号の許可証再交付申請手数料 1件につき 9,000円

2 既納の手数料は返還しない。

(処理施設)

第20条 一般廃棄物を適正に処理するために、組合に次の処理施設を設置する。

行わせるため、組合に環境指導員を置く。

2 環境指導員は、組合職員のうちから管理者が命ずる。

名称		所在地	基準能力
クリーンピア沢		京都府八幡市八幡沢1番地	—
クリーン21長谷山		京都府城陽市富野長谷山1の270	240 t / 日
小動物焼却施設		同	100kg / 回・2H
エコ・ポート長谷山		同	46 t / 日
クリーンパーク折居		京都府宇治市宇治折居18番地	115 t / 日
沢中継施設		京都府八幡市八幡沢1番地	—
リサイクルセンター長谷山	粗大ごみ処理施設	京都府城陽市富野長谷山1の270	60 t / 日
	プラスチック製容器包装資源化施設	同	17 t / 日
奥山埋立処分地	排水処理施設	京都府城陽市寺田奥山1の61	120m ³ / 日
	埋立処分地	同	—
グリーンヒル三郷山	排水処理施設	京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3	100m ³ / 日
	埋立処分地	同	200,000m ³

2 前項に定める処理施設の使用の範囲は、規則で定める。

(技術管理者)

第21条 前条に定める処理施設に、法第21条第1項の規定に基づき技術管理者を置く。

2 技術管理者は、法第21条第2項に定める職務を行う。

3 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条の規定の例による。

(報告の徴収)

第22条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、一般廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関し、組合市町と協議し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地又は建物の占有者が占有する土地又は建物に立ち入り一般廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関し、組合市町と協議し必要な検査をさせることができる。

(環境指導員)

第24条 生活環境の保全のため、収集運搬業者等の指導、搬入廃棄物の実地検査及び搬入指導等の職務を

3 環境指導員は、必ずその身分を示す証票(別記様式)を携帯し、その提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(規則委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に改正前の城南衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、改正後の城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同条例の規定により行ったものとみなす。

附 則(平成17年3月25日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月17日条例第3号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成18年8月規則第11号で、同18年9月1日から施行)

附 則(平成21年2月12日条例第1号)

この条例は、平成21年3月28日から施行する。

附 則(平成22年11月25日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

附 則（平成27年 2月12日条例第 1号）
この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 2月19日条例第 1号）
この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 5年 2月13日条例第 4号）
この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 5年12月 1日条例第11号）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、

別表第 1 の改正規定は、令和 6年 2月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定による改正後の城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例別表第 1 のし尿処理手数料は、令和 6年 4月 1日以後に確定するし尿処理手数料について適用し、同日前に確定したし尿処理手数料については、なお従前の例による。

別表第 1（第14条関係）

種別	取扱区分		手数料
し尿	組合が収集・運搬処分するとき	(1) 一般家庭又はこれに準ずるものから排出されるもので定期的収集・運搬処分をするもの	1世帯につき 月額 990円
		(2) 前号以外のものから排出されるもの	90リットルまでごとに 1,300円
	占有者等が管理者の指定する場所に搬入し処分を委託するとき		1,800リットルまでごとに 19,900円
浄化槽汚泥	許可業者が浄化槽汚泥を管理者の指定する場所に搬入し処分を委任するとき		100リットルまでごとに 98円

別表第 2（第14条関係）

種別	取扱区分	手数料
1類 土砂等	土地又は建物の占有者が排出する土砂等（営業に伴う事業系の物は除く。）の処分	100キログラムまでごとに 1,200円
2類 1類に該当しない可燃性又は不燃性の一般廃棄物	土地又は建物の占有者が生活に伴い排出する一般廃棄物又は事業活動に伴い排出する一般廃棄物の処分（3類に該当しないものに限る。）	100キログラムまでごとに 1,500円
3類 処理困難物	土地又は建物の占有者が生活に伴い排出する一般廃棄物又は事業活動に伴い排出する一般廃棄物の処分（当該一般廃棄物の量若しくは形態又は性状によって、組合の処理施設による通常の処理の方法では適正処理が困難であると判断されるものに限る。）	100キログラムまでごとに 2,250円

別表第 3（第15条関係）

種別	取扱区分	手数料
条例第11条に定める産業廃棄物	土地又は建物の占有者が事業活動に伴い排出する産業廃棄物で規則で組合が処理することができるものと定めた廃棄物の処分	100キログラムまでごとに 1,500円

組 合 の あ ゆ み

年	組合のあゆみ 法 制 定 等	し尿・ごみ処理のあゆみ
昭和 37 (1962)	・宇治市外 4 町し尿処理組合として発足 (7 月)	・し尿収集運搬許可権を市町から組合へ移管 (7 月)
昭和 38 (1963)		・し尿処理場建設工事着工 (3 月)
昭和 39 (1964)	・「城南衛生管理組合」へ名称変更 (11 月) ・広報紙第 1 号「衛管だより」発行 (12 月)	・ごみ焼却場建設計画発表 ・し尿処理場 (沢清掃工場) 完成 (100KL/日) (8 月)
昭和 40 (1965)	・組合規約を改正 (ごみの共同処理を追加) (9 月)	
昭和 41 (1966)		・し尿処理場処理調整のため貯留槽設置 ・ごみ焼却場建設用地購入 (長谷山) (12 月)
昭和 42 (1967)	・公害対策基本法制定 (8 月)	・ごみ焼却場建設工事着工 (2 月)
昭和 43 (1968)	・大気汚染防止法制定 (6 月)	・沢清掃工場増設工事着工 ・ごみ焼却場 (長谷山清掃工場) 完成 (50t/8H) (7 月)
昭和 44 (1969)		・沢清掃工場増設工事完成 (50KL/日・合計 150KL/日) (4 月) ・ごみ中継業務開始 (八幡市男山仮中継所) (6 月)
昭和 45 (1970)	・第 64 臨時国会 (公害国会) において、 廃棄物処理法等公害関係 14 法が成立 (12 月)	・し尿収集委託導入・手数料徴収開始 (4 月) ・沢清掃工場処理能力増強計画発表 (8 月) ・埋立処分地用地購入 (奥山、A・B 地区) (9 月)
昭和 46 (1971)	・京都府公害防止条例制定 (3 月) ・広報紙「城南衛管せいそう」に名称変更 (8 月) ・廃棄物処理法施行 (清掃法廃止) (9 月) ・清掃モニター制度開始	・沢清掃工場処理能力増強工事着工 (湿式酸化方式) (3 月) ・中継業務を久御山町仮ごみ中継所へ変更 (5 月) ・第 2 ごみ清掃工場建設計画発表 (10 月) ・沢ごみ中継場建設工事着工 (ブルドーザー積込み方式) (10 月)
昭和 47 (1972)	・城陽市の市制施行 (5 月)	・沢ごみ中継場完成 (久御山町仮ごみ中継所廃止) (4 月) ・沢清掃工場処理能力増設工事完成 (400KL/日) (9 月)

年	組合のあゆみ 法 制 定 等	し尿・ごみ処理のあゆみ
昭和 48 (1973)	<ul style="list-style-type: none"> ・城南衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行（4月） ・瀬戸内海環境保全臨時措置法制定（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山埋立処分地完成（6月） ・井手町し尿受入れ（10 KL/日）（6月）
昭和 49 (1974)		<ul style="list-style-type: none"> ・オーバ－ごみ他市へ処理委託
昭和 50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合徽章公募により決定（10月） （昭和 51 年 7 月制定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃業の許可制導入（4月）
昭和 51 (1976)		<ul style="list-style-type: none"> ・長谷山清掃工場更新計画発表（3月） ・奥山埋立処分地排水処理施設整備工事着工（12月）
昭和 52 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡市の市制施行（11月） 	
昭和 53 (1978)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海環境保全特別措置法（恒久法）への改正及び水質汚濁防止法（総量規制等導入）の改正（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山埋立処分地排水処理施設完成（3月） ・長谷山清掃工場更新工事着工（6月） ・沢ごみ中継場更新工事着工（コンテナ方式）（8月）
昭和 54 (1979)		<ul style="list-style-type: none"> ・沢ごみ中継場更新工事完成（3月）
昭和 55 (1980)		<ul style="list-style-type: none"> ・長谷山清掃工場更新工事完成（200t/日）（3月） ・浄化槽汚泥処理手数料徴収開始（4月） ・第2し尿処理場建設工事着工（5月） ・第2ごみ清掃工場用地造成工事開始（折居）（11月）
昭和 56 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・井手町が組合に加入（4月） ・広域臨海環境整備センター法制定（フェニックス計画）（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ区分名称変更（6月） 燃えるごみ→燃やすごみ 燃えないごみ→燃やさないごみ ・第2ごみ清掃工場環境影響事前調査開始（12月）
昭和 57 (1982)		<ul style="list-style-type: none"> ・第2ごみ清掃工場用地造成工事完成（1月） ・第2し尿処理場（沢第2清掃工場）完成（110KL/日）（12月） ・第2ごみ清掃工場環境影響事前調査完了（12月）

年	組合のあゆみ 法 制 定 等	し尿・ごみ処理のあゆみ
昭和 58 (1983)	・浄化槽法制定 (5月)	・第2ごみ清掃工場建設工事着工 (6月)
昭和 59 (1984)		・廃乾電池分別回収開始 (11月)
昭和 60 (1985)		・粗大ごみ処理施設建設工事着工 (6月)
昭和 61 (1986)	・木津川流域下水道供用開始 (3月)	・第2ごみ清掃工場 (折居清掃工場) 完成 (230t/日) (3月)
昭和 63 (1988)		・粗大ごみ処理施設 (奥山リユースセンター) 完成(100t/5H) (3月)
昭和 63 (1988)		・奥山第2埋立処分地 (C地区) 整備工事着工 (6月)
平成元 (1989)	・京都府環境影響評価要綱制定 (5月)	・奥山第2埋立処分地完成 (3月)
平成 3 (1991)	・資源有効利用法制定 (4月) ・生活排水処理基本計画策定 (11月)	
平成 4 (1992)		・大阪湾広域臨海環境整備センターへ 廃棄物運搬開始 (8月)
平成 5 (1993)	・環境基本法制定 (公害対策基本法廃止) (11月)	・沢第1清掃工場更新計画発表 (2月)
平成 6 (1994)		・沢第1清掃工場更新工事着工 (8月)
平成 7 (1995)	・ごみ処理基本計画策定 (3月) ・容器包装リサイクル法制定 (6月) ・京都府環境を守り育てる条例制定 (京都府公 害防止条例廃止) (12月)	・フロンガス回収事業開始 (4月)
平成 8 (1996)		・し尿収集手数料を人頭制から世帯制に変更 (4月)
平成 8 (1996)		・沢第1清掃工場更新に伴うし尿の下水道投入 開始 (10月)
平成 9 (1997)	・環境影響評価法制定 (6月) ・地球温暖化防止京都会議 (京都議定書採択) (12月)	・沢第1清掃工場 (クリーンピア沢) 完成 (115KL/日) (2月)
平成 9 (1997)		・容器包装リサイクル法に係る暫定事業を 奥山リユースセンターで開始 (4月)
		・リサイクルプラザ建設工事着工 (11月)

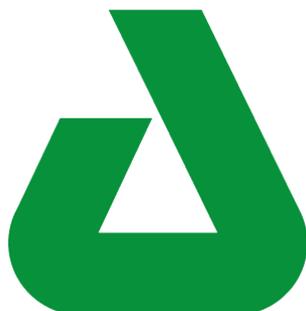
年	組合のあゆみ 法 制 定 等	し尿・ごみ処理のあゆみ
平成 10 (1998)	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー法改正（管理指定工場制度）（6月） ・家電リサイクル法制定（6月） ・京都府環境基本計画策定（9月） ・地球温暖化対策推進法制定（10月） ・京都府環境影響評価条例制定（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・長谷山清掃工場小動物焼却施設完成（4月） ・次期埋立処分地建設工事着工（三郷山）（8月）
平成 11 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府ごみ処理広域化計画策定（3月） ・ごみ処理基本計画（改訂版）策定（3月） ・P R T R法制定（7月） ・ダイオキシン類対策特別措置法制定（7月） ・生活排水処理基本計画（改訂版）策定（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ（エコ・ポート長谷山）完成（43 t / 日）（1月） ・リサイクル工房運営開始（4月） ・折居清掃工場ダイオキシン対策工事着工（7月）
平成 12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「エコネット城南」に名称変更（1月） ・建設リサイクル法制定（5月） ・グリーン購入法制定（5月） ・循環型社会形成推進基本法制定（6月） ・食品リサイクル法制定（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・長谷山清掃工場ダイオキシン対策工事着工（7月） ・長谷山清掃工場更新事業計画発表（7月） ・長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価事業着手（9月）
平成 13 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省発足（1月） ・FM うじ「声のエコネット城南」放送開始（4月） ・城南衛生管理組合情報公開条例施行（6月） ・ISO14001 認証取得・組合ホームページ開設（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期埋立処分地（グリーンヒル三郷山）建設工事完成（3月） ・発泡トレー類分別収集開始（4月） ・剪定枝リサイクル事業開始（4月） ・スプレー缶ガス抜き事業開始（4月）
平成 14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法制定（7月） ・組合設立 40 周年記念「環境まつり」実施（10月） ・ごみ処理基本計画（平成 14 年度改訂版）策定（10月） ・生活排水処理基本計画（平成 14 年度改訂版）策定（11月） ・第 1 次循環型社会推進基本計画策定（3月） ・城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例施行（廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全面改正）（4月） ・管内統一による紙ング推進計画スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山埋立処分地埋立終了（3月） ・長谷山清掃工場、折居清掃工場ダイオキシン類対策工事完了（3月） ・し尿臨時収集の委託化（4月） ・廃食油リサイクル事業開始（4月） ・長谷山清掃工場更新工事着工（10月）

年	組合のあゆみ 法 制 定 等	し尿・ごみ処理のあゆみ
平成 16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」策定（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> 住民向けチップ化物配布開始（8月）
平成 17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書発効（2月） 京都府地球温暖化対策条例制定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 沢第2清掃工場休止（3月） リサイクルプラザで衣服工房スタート（7月） 事業者向け剪定枝チップ化物配布開始（8月）
平成 18 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> 長谷山清掃工場閉鎖（5月） 長谷山清掃工場更新施設（クリーン21長谷山）完成（240t/日）（8月）
平成 19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理基本計画（平成18年度改訂版）策定（1月） ごみ処理基本計画（平成18年度改訂版）策定（3月） ISO14001 認証に伴う第2回認証更新（7月） 	
平成 20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> 第2次循環型社会推進基本計画策定（3月） 	
平成 21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅡ」策定（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 奥山埋立処分地植樹事業開始（2月）
平成 22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001 適合自主宣言（7月） 新京都府環境基本計画策定（10月） 	
平成 23 (2011)		<ul style="list-style-type: none"> クリーン21長谷山灰溶融施設停止（4月） 粗大ごみ処理施設等更新事業基本計画策定（11月）
平成 24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> 京都府循環型社会形成計画（第2期）策定（3月） ごみ処理基本計画（平成23年度改訂版）策定（3月） 生活排水処理基本計画（平成23年度改訂版）策定（3月） ISO14001 適合自主宣言（全庁に拡大）（4月） 組合設立50周年記念誌発行（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 折居清掃工場更新事業基本計画策定（2月） 粗大ごみ処理施設等更新工事着工（7月） 折居清掃工場更新事業に伴う環境影響評価着手（7月）
平成 25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）施行（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> 折居清掃工場更新施設整備運営事業実施方針（公設民営方式の採用）を決定・公表（12月）
平成 26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革 安全推進室の設置 地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅢ」策定（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 奥山埋立処分地排水処理施設の機能復旧（8月）

年	組合のあゆみ 法 制 定 等	し尿・ごみ処理のあゆみ
平成 27 (2015)		<ul style="list-style-type: none"> ・管内 3 市 3 町でプラスチック製容器包装の分別収集スタート（1 月） ・粗大ごみ処理施設及びプラスチック製容器包装資源化施設（リサイクルセンター長谷山）完成（3 月） ・折居清掃工場更新施設整備運営事業にかかる事業者（落札者）を決定（1 月）、起工式・工事着工（12 月）
平成 28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み「パリ協定」が発効（11 月） 	
平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・「水銀に関する水俣条約」が発効（8 月） ・生活排水処理基本計画（平成 29 年度改訂版）策定（3 月） 	
平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・城南衛生管理組合環境マネジメントシステムを策定（4 月） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（4 月） ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行（8 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・折居清掃工場更新施設（クリーンパーク折居）完成（115t/日）（3 月） ・クリーンピア沢のし尿等全量下水道排水の開始（4 月）
平成 31 令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画（平成 30 年度改訂版）策定（3 月） ・地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅣ」策定（11 月） 	
令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設基本計画策定（3 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ中継施設整備基本計画策定（3 月） ・旧折居清掃工場の解体撤去、跡地利用整備工事完了（3 月）
令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・サントリーグループと「ボトル to ボトルリサイクル」事業を基盤とした「持続可能な地域づくりに関する協定」締結（12 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ中継施設更新工事着工（5 月）
令和 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行（4 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボトル to ボトルリサイクル」事業開始（4 月）
令和 5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・新事務所棟建設工事着工（3 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン 2 1 長谷山長寿命化総合計画策定（3 月） ・沢中継場更新施設（沢中継施設）完成（3 月）

年	組合のあゆみ 法 制 定 等	し尿・ごみ処理のあゆみ
令和 6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と「持続可能な資源循環型社会の形成推進に関する協定」締結（2月） ・ 新事務所棟完成（3月） ・ 新事務所棟供用開始、環境ふれあいひろば開設（7月） ・ 構成市町と「大規模停電時における電力提供に関する協定」締結 ・ 株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」締結（7月） ・ 地球温暖化対策実行計画「地球元気プランV」策定（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿処理手数料改定（2月）
令和 7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会推進会議より「ごみ減量施策に係る提言」を受理（3月） 	

城南衛生管理組合徽章



昭和 50 年度の清掃週間において公募し、城南衛生管理組合徽章に決めました。

この徽章は、環境サイクルを図案化するとともに、当組合のアルファベットの頭文字「J」をかたどっています。

事業概要

令和7年6月

編集・発行

城南衛生管理組合

〒614-8511

京都府宇治市宇治折居 18 番地

電話 (0774) 34-3370 (代)

FAX (0774) 34-3375

本書は再生紙を使用しています。